

## 第26期（'22年度）第8回県社保協 事務局会議 レジюме

- I. 開催日時：2023年3月16日（木曜）13：30～  
 II. 場 所：県労連会館 2階会議室  
 III. 出 欠：

○	山本 公行	（中弘南黒社保協）		古川 直角	（県青商連）
○	神 江美	（青森県生連）	○	工藤 詔隆	（県医労連）
欠	對馬 康文	（青森民医連）	○	新谷 進一	（県保険医協会）
○	小倉 功	（県労連）	○	津川 文彦	（県社保協）
○	門倉 恵里奈	（新婦人県本部）			

### 1. 活動記録及び日程

- 07/23 第26回青森県社会保障推進協議会総会  
 08/03 第66回中央社保協総会 代議員2名参加  
 08/09 第26期第1回事務局会議 6名  
 08/10 幹部学習会 3名  
 08/25 県社保協街宣  
 08/27 第15弾コロナなんでも相談会  
 08/31 西北五社保協役員会議  
 09/01 新介護保険署名キックオフ集会  
 09/02 いのちのとりで裁判青森地裁口頭弁論  
 09/14 第2回県社保協事務局会議 7名  
 09/17 中央社保協学校 from 千葉 5名参加  
 09/18 中央社保協学校 from 千葉 5名参加  
 09/21 第1回県社保協幹事会  
 09/25 県社保協街宣  
 09/26 北海道東北ブロック事務局長会議  
 09/26 いのちのとりで街宣  
 09/29 中弘南黒社保協役員会  
 10/03 子どもの医療費無料化を求める国会内集会  
 10/05 西北五社保協役員会及びキャラバン学習会  
 10/12 第3回県社保協事務局会議  
 10/18 津軽保健生協社保平委員会主催自治体キャラバン学習会  
 10/20 上十三社保協 総会及びキャラバン学習会  
 10/21 三八社保協 役員会及び学習会  
 10/22 第16弾コロナなんでも相談会  
 10/24 五所川原市とのキャラバン要請行動懇談【10名】  
 10/25 県社保協街宣・板柳町・鶴田町・鯨ヶ沢町・深浦町キャラバン要請行動懇談  
 10/27 藤崎町・西目屋村・弘前市キャラバン要請行動懇談  
 10/28 黒石市・平川市・大鰐町・中泊町キャラバン要請行動懇談  
 11/01 田舎館村・七戸町・東北町・野辺地町・横浜町キャラバン要請行動懇談  
 11/02 十和田市・おいらせ町キャラバン要請行動懇談  
 11/06 県高齢者大会  
 11/07 青森市キャラバン要請行動懇談  
 11/08 第4回県社保協事務局会議  
 11/09 六ヶ所村・東通村・むつ市キャラバン懇談

11/09 県政記者クラブへの申し入れ(11月11日介護・認知症相談会)  
 11/10 佐井村、大間町、風間浦村、新郷村キャラバン要請行動懇談  
 11/11 介護・認知症何でも相談会 相談員13名相談件数7件  
 11/16 第2回県社保協幹事会  
 11/18 六戸町、三沢市キャラバン要請行動懇談  
 11/25 県社保協街宣  
 11/29 過労死シンポジウム(労働福祉会館80名超える)  
 11/30 医療研修会『県病と市民病院の統合整備について』講師 嶋谷病院局長  
 12/01 八戸市キャラバン要請行動懇談  
 12/07 西北五社保協役員会議  
 12/07 中央社保協学習会「デジタル法と社会保障」  
 12/08 12/08 青森市民集会  
 12/11 国保改善運動交流学習集会  
 12/13 第5回県社保協事務局会議  
 12/15 東北ブロック社保協事務局長会議  
 12/16 いのちのとりで裁判青森地裁 結審  
 12/17 第17弾コロナなんでも相談会 打ち上げ会  
 01/05 県政を考える会  
 01/10 第6回県社保協事務局会議  
 01/18 第3回県社保協幹事会会議  
 01/23 なんでも相談会意見交換会  
 01/28 いのちのとりで裁判学習決起集会 講師唐鎌直義氏  
 02/03 介護保険学習会【年金者組合】  
 02/08 第66回全国代表者会議 4名  
 02/16 第7回県社保協事務局会議  
 02/19 小森陽一講演会  
 03/01 西北五社保協役員会議  
 03/05 3/11 さようなら原発核燃集会  
 03/11 憲法ネット総会  
 03/16 第7回県社保協事務局会議  
 03/18 県弁護士会学習会  
 03/20 北海道東北ブロック事務局長会議  
 03/22 第4回県社保協幹事会会議  
 03/24 いのちのとりで裁判青森地裁判決  
 03/25 第2弾県病市民病院統合学習会

## 2. 各団体からの報告(社会保障に限定して発言をお願いします)

青生連(神).....

⑦-10

県労連(小倉).....

中弘南黒社保協(山本) . . . . . P.11-12

東青社保協(對馬) . . . . .

医労連 (工藤) . . . . .

西北五役員会(津川) . . . . . P.13-14

保険医協会(アラヤ) . . . . .

民医連(對馬) . . . . .

3. 2022 年度中央社保協第 6 回運営委員会報告について  
簡単に 2023.3.1

P.15-44

1. コロナによる国保の減免については国の補填する制度は令和 5 年 3 月 31 日終了
2. 被用者がコロナ感染した場合の傷病手当金について令和 5 年 5 月 8 日で終了

## 討議事項について

### 【1】 対県交渉について

P.45-47

#### 【 要求書作成 】

国保・介護・後期高齢・就学援助・学校給食・子ども貧困・物価対策支援・  
コロナ対策・生活保護・統合病院など課題は多岐にわたっている  
キャラバンから特に問題だと思う3~4点をまとめて交渉する方法  
各社保協よりキャラバンで気になる点を出してもらおう。

#### 【文案は別紙】

- 子供の医療費についての県の負担増額要請
- 修学援助の準保護者への増額 国が示している額との乖離
- 学校給食の無料化
- 国保の差し押さえ 国保保険証の留め置き問題
- 

#### 【 日程調整 】 ⇒⇒4月中(3月中は議会中)

- ①【交渉時間2時間程度】・【14時~16時】
- ②実際は短縮時間ありか・③または要望書の提出のみに変更される可能性が大  
きいコロナ禍なので県当局から要望書の提出程度にとどめてほしいとの  
見解が示された場合の対応

【参加者予定者】 10名程度

### 【2】 424(440)地域医療を守る運動の推進について P.48

#### 第2弾県病・市民病院統合学習会について (要望が多い)

日時 3月25日(土)午後2時から 講師90分(2名)意見交換50分

講師 山形の日本海総合病院理事長 栗谷義樹氏

#### 【何を語ってもらうのか】

- ① 山形の地域医療計画・公的病院間統廃合の山形の実情
- ② 地域・労働者・患者の要望は結果取り入れられたか
- ③ 現在の日本海総合病院のメリット・デメリット

【広報・宣伝】 チラシ・折り込み

【任務分担】 会場係・受付係・司会・マイク・カメラ・ビデオ

【経費】 講師旅費】 実費・講師料・懇親会【大竹】

○東青社保協・・・県病と市民病院合併について「説明会開催して欲しい」  
建設場所 3案提 アクセス道路の調査と拡張費用

○三八社保協区域・三戸中央病院・五戸総合病院・南部医療センター  
三八社保協内で協議中

○上十三社保協・・・おいらせ病院  
懇談願提出すみ⇒ 当面懇談を見合わせたいとの事⇒検討必要

○むつ・下北の地域医療を考える会結成される 川内対策 里山資本主義  
※11/9キャラバンの後、大竹・津川でむつ市に向かうことしていたが、  
事務局担当の工藤議員が新潟出張のため、実現しなかった。  
現地の要望として現地のコアな方々が集まった時に開催したい。(打ち合わせ)

### 【3】 国の制度として 18 歳までの医療費無料化について P.49-52

〈県内10市〉

(1)五所川原市が予2023年度予算で給食の無料化に続いて高校卒までの医療費の無料化に予算化した。 2023年2月

(2)青森市 外来・入院とも中学卒まで 所得制限あり573万 現物給付

(3)八戸市 外来【中卒まで】入院【高卒まで】所得制限あり573万 現物給付

【ただし青森市・五所川原市は学校給食無料化を実施済み・経費には16倍以上】

十和田市外来【中卒まで入院【高卒まで】所得制限大幅緩和 現物【2022年10月実施】

弘前市 入院・外来とも高卒まで 所得制限なし 現物給付【2023年4月より】

むつ市 入院・外来とも高卒まで 所得制限なし 現物給付【2023年4月より】

つがる市 入院・外来とも高卒まで 所得制限なし現物給付【2023年春から予定】

黒石市 入院・外来とも高卒まで 所得制限なし 現物給付【2023春から予定】

平川市 入院・外来とも高卒まで 所得制限なし 現物給付【2023年秋予定】

三沢市 入院・外来とも高卒まで 所得制限なし 現物給付【2023年秋予定】

### 【4】 キャラバン結果のデータ打ち込み作業について

事前①【国保】・・・・・・・・・・終了

事前①【介護・後期医療】・・・・・・・・・・終了

事前②【就学援助】・・・・・・・・・・作業中

事前②【学校給食】・・・・・・・・・・作業中

事前②【こども貧困・学校施設その他】・・・・終了

要望書③【国保・介護・学校・健診・生活保護・国等に要望】・・・・作業中

### 【5】 学校給食費の無料化が前進について

コロナ給付金も含めて17自治体拡大

P.53-55

### 【6】 学習は何より大切について

オンライン連続学

3/15(水)18時より 消費税は社会保障の財源なのか 大門参議員

3/22(水)11時より 院内決起集会「物価高騰 安心できる年金と雇用を

4/05(水)18時より 社会的危機の歴史的背景と闘いの方向 後藤教授

●コロナ何でも相談会4/30予定 参加の検討

P.58-59

## 5. その他 署名をしっかりとやり上げること

### 署名目標（19団体で）

- 【新規署名】
- ・国の制度で18歳までの医療費無料に署名 【目標1万筆】
  - ・介護保険制度の改善を求める請願署名 【目標1万筆】
  - ・若者も高齢者も安心できる年金と雇用を 【目標1万筆】
- 
- ・大軍拡より社会保障の拡充を100万署名 【目標1万筆】  
3年間かけて100万筆
- 
- ・マイナンバーカード反対署名(3月15日まで) 【目標1万筆】
- 
- ・新しいのちの署名(検討中) 【目標1万筆】

後日、数だけ集計しますので、報告をお願いします。  
なお、署名そのものは縦線を通じて各上部団体へ提出をお願いします。

### 【 社保協の街宣 】

青森地域の街宣、 3/24(金) 12時45分～

とりで裁判支援【日程変更もあり】

⇒ 12:15～12:45

県社保協街宣 ⇒ 12:45～13:15(県社保協)

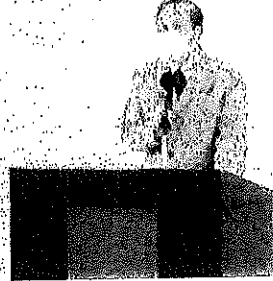
場所： さくら野前 利用届は 12:00～14:00

### 【 今後の会議日程 】

- |             |                   |       |
|-------------|-------------------|-------|
| ① 第01回事務局会議 | ⇒⇒08/09(火) 13:30～ |       |
| ② 第02回事務局会議 | ⇒⇒09/14(水) 13:30～ | 変更    |
| ③ 第01回幹事会   | ⇒⇒09/21(水) 14:00～ |       |
| ④ 第03回事務局会議 | ⇒⇒10/12(水) 13:30～ |       |
| ⑤ 第04回事務局会議 | ⇒⇒11/08(火) 13:30～ |       |
| ⑥ 第02回幹事会   | ⇒⇒11/16(水) 14:00～ |       |
| ⑦ 第05回事務局会議 | ⇒⇒12/13(火) 13:30～ |       |
| ⑧ 第06回事務局会議 | ⇒⇒01/10(火) 13:30～ |       |
| ⑨ 第03回幹事会   | ⇒⇒01/18(水) 14:00～ |       |
| ⑩ 第07回事務局会議 | ⇒⇒02/16(木) 13:30～ | 変更    |
| ⑪ 第08回事務局会議 | ⇒⇒03/16(木) 13:30～ | 変更    |
| ⑫ 第04回幹事会   | ⇒⇒03/22(水) 14:00～ |       |
| ⑬ 第09回事務局会議 | ⇒⇒04/10(月) 13:30～ | 変更    |
| ⑭ 第10回事務局会議 | ⇒⇒05/09(火) 13:30～ |       |
| ⑮ 第05回幹事会   | ⇒⇒05/17(水) 14:00～ |       |
| ⑯ 第11回事務局会議 | ⇒⇒06/13(火) 13:30～ |       |
| ⑰ 第12回事務局会議 | ⇒⇒07/11(火) 13:30～ |       |
| ⑱ 第06回幹事会   | ⇒⇒07/19(水) 14:00～ |       |
| ⑲ 第27回県総会予定 | ⇒⇒07/29(土) 14:00～ | 確認が必要 |

人として生きる  
青森県生活と健康を守る会連合会

提訴7年、勝つぞ！あおもり学習



唐鎌直義教授

▼去る1月28日、いのちのとりで裁判の勝利へ向けた学習決起集会を62人の16団体の参加のもと成功裏に開催しました。今回は佐久大学教授の唐鎌直義先生を講師に「高齢者の貧困と社会保障緊縮政策」と題した学習を行いました。

▼講演では多くの研究者が生活扶助「費」基準を貧困基準額として使っているが実際の生活で消費する生活費と乖離していることが緻密な調査と資料から実証されました。

▼生活保護を受給している場合の「実質的生活保護基準」額は8割以上の受給者が医療扶助、住宅扶助など複数の

第15回  
発行責任者  
神江美  
電話  
017(752)1805  
2023年2月16日

2月末組織現勢  
会員 797人  
新聞 779部  
生健誌 81冊

第13回理事会  
3月18日(土)  
10時～

扶助を受給しており実際は年収226万円に相当することが示された。

▼つまり、貧困基準は生活扶助額のみで測ることは実態と合わないのです。

▼生活保護により救済されている高齢者世帯の割合は貧困高齢世帯全体の1.4%と少ない。単身世帯の平均年金月額が生活扶助費スレスレの12万円であり生活保護の活用を抑制し困窮する多くの高齢者を発生させていると考える。

▼高齢者の家計は赤字の連続であり年金の不足分を預貯金、やローンから繰り入をしなければ明日を迎えることが出来ない。

▼この間の年金額の引き下げは1月分の年金給付額に相当し、消費税増税と重なり貧困化を拡大している。2021年の税等の公租公課の負担率も4.5%と負担の限界を超えていることが報告された。

▼講演では諸外国と比較し緊縮政策であり高負担、低福祉の転換へ労働者階級として壮大な運動を！とエールが送られました。

※猛吹雪の中参加されたみなさん、お疲れ様でした。

提訴7年、勝つぞ！

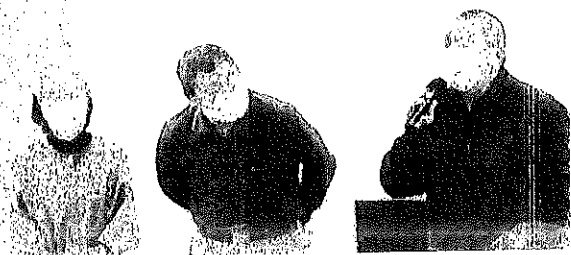
宮崎地裁勝利判決 2/10!

「いのちのとりで裁判判決」

◆とき 2023年3月24日(金)11時～

正当な判決を引き出すため傍聴者を支援者で埋め尽くそう!!

《勝利判決への決意を述べる原告団》



- 2月16日(木) 県社保協事務局会議 13時30分～
- 2月18日(土) 青森弁護団会議 15時～
- 2月20日(月) いのちのとりで裁判事務局会議 13時30分～
- 2月22日(水) 八戸生健会税金説明会 11時 14時～八戸理事会
- 2月27日(月) いのちのとりで裁判街宣 12時15分
- 3月18日(土) 理事会 10時～正午まで
- 3月24日(金) いのちのとりで裁判結審 11時～

2・3月日程



## 「2023 年度の生活扶助基準」について

2023 年～24 年は据え置きとしたが、物価高騰には及んでいない

昨年の 12 月 24 日(土)に、5 年に 1 度の生活扶助基準の改定が発表されました。この物価高と世論に押されて、2023 年～24 年は据え置きとし、2025 年度以降については、改めて検討するということになりました。

### 1. 2022 年 10 月に公表された「機械的に算出した展開後の消費水準(生活扶助相当)」(以降、2019 年度比較という)の特徴

(1) 大都市(1 級地-1)ではほとんどの世帯類型で引き下げになっています。引き上げは、前期高齢夫婦(65～74 歳)夫婦のみです。それも、引き上げ率はわずか+0.08%に過ぎません。

(2) 後期高齢者(75 歳以上)単身・夫婦、若年(18～64 歳)単身者が、大幅な引き下げになっています。大都市(1 級地-1)の 75 歳以上単身者では、実に-8.20%となっています。

(3) 平均 2%の引き下げということですが、2013 年～2015 年、2018 年～2020 年と 3 回連続の生活扶助本体の引き下げとなります。まさしく、負のスパイラルに落ち込んでいるのが現状です。

(4) 大都市(1 級地-1)の生活保護利用者は、全利用者の 4 割を占めています。また、高齢者は、全利用者の 5 割を占めています。そうすると、単純にいつて、2018 年の引き下げ対象 67%を超える大幅な引き下げといえます。

(5) 2004 年からの老齢加算の廃止、その後の母子加算の廃止から数えると、すでに、19 年連続の引き下げとなっています(但し、2009 年には、政権交代によって、母子加算が復活)。

### 2. 2022 年 10 月「級地区分を 3 区分とした場合の生活扶助相当」の特徴

厚労省は、級地区分の改定を討議していました。その結果が公表されました。

(1) 2019 年度比較と同様に、大都市(1 級地-1)でほとんどの世帯類型で引き下げとなっていますが、75 歳以上夫婦-7.74%、75 歳以上単身-9.17%と引き下げ幅が大きいのが特徴となっています。

(2) 2019 年比較と同様に、75 歳以上夫婦・単身者がすべての級地で引き下げになっています。

(3) 級地の変更に関わって生活保護基準の引き下げにならないようにとの私たちの要請は、完全に踏みにじられた結果となりました。絶対に容認できません。



### 3. 2022年12月24日、2023年度保護基準に関する厚労省の方針の特徴

(1) 方針は次のようです。

①生活保護基準の引き下げは、2023年～2024年は実行しない。2025年度以降は検討する(1.の検証結果を反映させ、その時々<sup>1</sup>の社会経済情勢等を考慮する)。

②「生活扶助相当」に一人当たり1000円を加算する。加算しても、現行基準に到達できない場合は、現行基準とする。

③ 級地変更は実施しない。

(2) 2023年度保護基準の特徴

① 75歳以上夫婦・単身者、母子2人世帯、50代若年単身者がほぼ現行基準の据え置き(0.0～+1.4%)になっています。そのために、75歳以上単身者の場合は、2012年との比較で月2万円以上の引き下げとなっています。

② また、大都市(1級地-1)の夫婦子2の世帯も、ほぼ現行据え置き(+1.5%)なので、2012年度比較で、月2万円以上の引き下げとなっています。

③ 物価高騰を超える引き上げの目安となる+5.0%以上の引き上げとなるのは、2級地-1の夫婦子1世帯(+5.2%)、3級地-2の夫婦子2世帯(+11.1%)、2級地-1と2級地-2の母子4人世帯(+6.6%、+6.3%)だけです。全体として、実質引き下げとなっています。

### 4. 今後の課題

(1) 12月24日に公表された厚労省の2023年度以降の生活保護基準に関する方針の変更は、「生活保護基準引き上げ」を求める、全生連の12月20日の約1万件(9225件)になる個人請願の提出、生活保護問題全国会議による要請行動に応えたものです。また、全国の「生活と健康を守る会」が各福祉事務所に対して行った「国に生活保護基準の大幅な引き上げを求めるよう」に要請した活動も大きな影響を与えました。さらに言うと、この間の生活保護基準減額処分取消訴訟における4地裁(大阪、熊本、東京、横浜の各地裁)での勝利が大きな力となっているのは間違いありません。こうしたことを確信にして、今後の活動を続けていきましょう。

(2) しかし、今回の生活扶助基準は、据え置いただけであり、とても、現在の物価高騰に見合うものではありません。実施は2023年10月なので、それまでに、「物価高騰に見合う、大幅な生活保護基準の引き上げ」を要求して、実現のために奮闘しましょう。その際、同じような境遇にある年金生活者等と共同して闘うことは大切です。地域の年金者組合、労働組合等に呼びかけて、一緒に闘いましょう。

かつて、物価高騰に対応して、年度内で数度の基準引き上げが実施された実績があります。オイルショック時の1973年と1974年の2回です。1973年は、消費者物価指数+11.7%に対応して、生活保護基準は、4月+14%、10月+4.4%、12月には一時金8000円の支給となりました。1974年は、消費者物価指数+23.2%に対応して、生活保護基準は、4月+15.0%、6月+5.0%、12月には一時金8000円の支給となりました。現在の物価高騰はどうでしょうか。2022年12月の消費者物価指数は、+4.0%の上昇です。物価上昇は、2022年11月の3.7%から一段と加速し、第2次石油危機(1979年～1980年)の影響が残る1981年12月の4.0%以来、41年ぶりの高い伸び率となっています。また、項目別では、エネルギーが15.2%上昇、生鮮食品を除く食料が7.4%と上昇しています。電気料金、食料品のさらなる引き上げが計画されており、保護基準引き上げは待ったなしの状況です。

生活保護基準が厚労大臣告示という方式を取っているのは、こうした緊急事態に即時対応するためでもあると思われるので、緊急な保護基準引き上げの対応をすべきです。

(3) 2025年度の生活扶助基準については、予算編成過程で検討を行う際に、一般低所得世帯の消費水準との均衡を図ることにしています。しかし、今回でも明らかになったように、第1・十分位の消費水準と生活保護基準との比較では、生活保護基準は、永久に引き下げ続けられることとなります(2004年の老齢加算廃止以来の手法)。なぜなら、所得最低水準の10%の階層である、第1・十分位には、生活保護を利用していないが所得が生活保護水準以下の多くの世帯が存在しているからです(2012年の推計では、生活保護利用者の約5倍となっています)。厚労省は、新しい生活保護基準の検証方法を検討すべきです。私たちは、この2年間で、新しい検証方法を求めて、そして同時に、生活保護利用者の声をきちんと聞いて反映させる活動を強化しましょう。

(4) 生活保護基準減額処分取消訴訟での4地裁の原告勝訴が世論形成に大きな力となった事実には確信を持って、現在闘われている訴訟の勝利のために奮闘することが大切です。全力を挙げて奮闘しましょう。

以上

## ※2/10 宮崎地裁勝利判決

(全生連常任理事会資料より抜粋)

## 第9回幹事会 報告

日時：2023年2月22日（水）午後4時～4時半

場所：健生労組事務所

出席) 仁平会長 (○)、村上副会長 ( )、藤原副会長 (○)、山本事務局長 (○)、  
相馬事務局次長 ( )、一戸幹事 (○)、工藤幹事 ( )、木下幹事 ( )、田中幹事 (○)、  
武田幹事 ( )、石垣幹事 ( )、工藤剛幹事 ( )、

### 経 過

1月 20日（金）第8回幹事会

いのちのとりで弘前連絡会事務局会議

24日（水）いのちのとりで街頭宣伝（雪で中止）

28日（土）いのちのとりで学習決起集会（藤原・相馬・須藤・山本陽子・  
山本・平戸・田中）

2月 2日（木）弘前市の介護保険を良くする会幹事会（山本）

16日（木）県社保協事務局会議（山本）

18日（土）弘前市の介護保険を良くする会第9回総会（山本）

20日（月）あおもりアクション事務局会議（山本）

\* 各団体の活動 \*

### 議 題

#### 1 国民健康保険料引き下げの取り組み

##### ①. 弘前市議会の動き

2月17日（金）に、令和5年第1回定例会が開会した。3月1～3日に本会  
議の一般質問。国保について質問通告しているのは、石田久議員で3月6日（月）  
の一人目（午前10時）→傍聴…藤原・山本

厚生常任委員会は7日（火）午前10時から第二委員会室で行なわれる。→傍  
聴…山本

##### ②. 対応方針

3月7日の厚生常任委員会を踏まえて、対応を考える。

#### 2 いのちのとりで裁判について

##### ①. 裁判

判決は3月24日(金)午前11時。100人を目標に傍聴を組織する。

判決後、裁判所前でのシュプレヒコール、さくら野前での宣伝行動(11:30~正午)、(昼食)、記者会見と報告集会(13:30~14:30、新町キューブの予定)を行なう。10時15分集合なので、事務所を午前9時に出発したい。

弘前連絡会から5人の参加要請あり。→弘前生健会(工藤トミエ、佐藤マサ、武田、清野、藤原)藤原は健生車で、弘前年金者組合3人、健生労組(山本ほか)

## ②. 街頭宣伝

2月は行なわないことにしたい。

## ③. 学習決起集会

「提訴7年、勝つぞ!あおもり学習決起集会」は、62人が参加。弘前から藤原・相馬・須藤・山本陽子・山本。平戸・田中の7人が参加。

講演は唐鎌直義氏の「高齢者の貧困と社会保障緊縮政策」

感想→イタリアの年金者組合の運動やフランスの社会保障費など参考になった。

## 3 その他

\* 県社保協の自治体キャラバンの結果を踏まえて、青森県に要望書を提出し交渉を申し入れることにした。(子どもの医療費、学校給食の無償化、就学援助、国保の課題)

時期は4月頃。

\* 県立中央病院と青森市民病院の統合問題で、第2弾の学習会を、山形の日本海総合病院の栗谷義樹理事長を講師に行なうことになった。(3/25、26、4/1、22、23のどれか)

\* 中央社保協から「中央社保協オンライン連続学習会」と、日本障害者センターの「障害者施作セミナー」の拡散を要請されている(別紙)

▼次回幹事会 3月28日(火)午後4時~、健生労組事務所

以上

## 西北五地区社会保障推進協議会 第3回役員会 報告

日時 2023年3月1日(水) 10:00 ~ 11:40

場所 西北五地区労連事務所

参加

○	水島 康雄 (西北五労連)	○	平山 亮一 (津保)	○	津川 文彦 (県社保)
○	漆館 杏子 (津保)	○	小野 和也 (五所民商)	○	藤田 伴之 (津保)
○	市田 緑 (津保)				

議 題

1. 第2回役員会の報告

藤田事務局次長より、第2回役員会報告が行われ確認された。

2. 県社保協幹事会等からの報告

津川事務局長より、第7回県社保協事務局会議の報告を行った。

3. 西北自治体キャラバンの総括

藤田事務局次長より、昨年10月に行われた「西北五自治体キャラバン」の概況報告を行い意見交換を行った。

1) 各自治体懇談概況

(1)五所川原市 西北9名 自治18名 10/24

- ・今年度、新入学児童生徒学用品費等を国の補助単価まで引き上げた。
- ・2021年度よりGPS機器の提供(利用者3名)や、QRコードラベルシールを県内自治体では初めて実施。
- ・国保担税能力のない18歳以下の均等割りを除外するための試算はしている。半額補助で12,000千円。全額補助で24,000千円。
- ・来年度へ持ち越す重点課題:医療費無料化を高校生まで実施。

(2)板柳町 西北7名 自治7名 10/25

- ・小中学校の学校給食の無料化について、現在試算していて来年度実施に向けて予算化している。
- ・2021年度 高校生の医療費無料化を実施した。
- ・来年度へ持ち越す重点課題:新入学児童生徒学用品費等の2月~3月の支給について、要望が出ていないため実施していない。しかし近隣の市町村の現状を把握し検討していきたい。

(3)鶴田町 西北7名 自治4名 10/25

- ・2022年度より、子どもの医療費無料化を高校生まで引き上げた。
- ・18歳以下の子どもの均等割り対象除外は、2022年度対象者全員半額とした。これに使った予算は1億1千万円。2023年度も実施する予定。
- ・来年度へ持ち越す重点課題:放課後児童クラブのおやつ代等を含む利用料の無料化。

(4)鯉ヶ沢町 西北6名 自治名 10/25

- ・来年度へ持ち越す重点課題:就学援助の前年度支給(現在7月支給)。医療費の高校生まで無料化

(5)深浦町 西北7名 自治名 10/25

- ・国保滞納の家庭の子供には、全員短期保険証を発行している。

- ・来年度へ持ち越す重点課題：学校のトイレへの生理用品設置。

(6) 中泊町 西北5名 自治7名 10/28

- ・介護保険の補足給付における見直し対応について、利用者負担の軽減については、特別養護老人ホーム「きりん館」、特別養護老人ホーム「幸」の2か所で、低所得者利用者負担対策事業である社会福祉法人軽減制度を実施。
- ・小学校・中学校におけるリモート授業実施に当たり、就学援助対象者に自宅のネット通信料及び通信機器の助成等は、年度内に家庭内の通信環境整備経費の1/2補助、上限20,000円を実施予定。
- ・除草剤ラウンドアップ、昨年まで使用していたが人体に影響がありと判断。2022年度は全面的使用をやめた。
- ・来年度へ持ち越す重点課題：新入学児童生徒学用品費等の支給は4月となっているため、2月・3月の支給。小中学校の給食費の全面無料化。

(7) つがる市 市の都合で提出書類にて報告

- ・就学援助制度を、2022年度から新入学用品費を小学18,000から24,000へ 中学19,200から27,000へ、国の国庫補助単価に基づいて対象者へ全額支給
- ・2020年2月より、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業により給与の約3%の改善を市内認定こども園・保育所及び放課後児童クラブにて実施。
- ・来年度へ持ち越す重点課題：学校給食の無料化。医療費の高校生まで無料化

4. 2023年度 西北五社保協 第2回総会日時

藤田事務局次長より、西北五社保協第2回総会について提案があり、以下の日程で開催することになった。尚、役員体制に花田勝暁さんの補充推薦があり、本人へ確認することになった。

1) 総会の日程

日時 7月 26日(水) 14:00～

場所 五所川原市学習情報センター 視聴覚室

2) 学習会の内容

内容 介護保険について 講師(案)石田久さん

※ 平山共同代表が確認することになった。

3) 議案書

第1号議案 2022年度活動総括と2023年度活動方針(案)

第2号議案 2022年度決算報告 22.7.1～23.6.30

第3号議案 2023年度予算(案)

第4号議案 役員体制

5. 次回

日時場所 2023年6月7日(水) 10:00～ 西北地区労連事務所

議題 1) 第3回役員会の報告 2) 県社保協幹事会報告

3) 総会に向けた議案討議(学習、議案骨子、会計、体制等)

4) その他

以上

# 2022年度中央社保協第6回運営委員会議案

2023年3月1日(水) 13時30分～ オンライン会議

## 【出席確認】

### ○運営委員

白沢<山崎>(障全協)、日野(新婦人)、今井<宇野>(全商連)、西野(全生連)  
藤原(農民連)、民谷(福祉保育労)、村田(全教)、木田(年金者組合)  
五十嵐(医労連)、曾根(保団連)、梅津(共産党)、中本(国公労連)  
青池(自治労連)、柴山(医療福祉生協連)、久保田(民医連) 建交労

沢野(北海道)、高橋(宮城)、段(埼玉)、藤田(千葉)、窪田(東京)  
根本(神奈川)、藤牧(石川)、小松(愛知)、寺内(大阪)、楠藤(徳島)  
日高(鹿児島)

### ○事務局

林・大嶋(事務局)、上所(保団連)、山本(民医連)、香月(全労連)

## <報告事項>

---

- 別紙 活動日誌参照・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.01
- 別紙 情勢報告
- 共闘関係報告

## <トピックス>

- 各委員からの特徴的な報告

## <報告・確認事項>

---

1. 国保部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.02
  - ① 3月中に厚生労働省交渉
    - コロナによる国保の減免制度と傷病手当の継続について
  - ② 「安心できる国保のために」パンフの更新
  - ③ 国保入門連続講座の開催
    - 「安心できる国保のために」パンフの更新と全商連「国保提言2022」を活用
2. 介護・障害者部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.12
  - ① 3月29日(水)厚生労働省交渉
    - 第一号被保険者の負担拡大について・ケア労働者の待遇改善について
  - ② 5月22日(月)介護保険制度の改善を求める請願署名提出集会
    - 本署名はこの署名提出で終了
    - 集会後に署名提出行動を行います。

3. 中央社保協 オンライン連続学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.21

- 3月1日(水) 農民連会長：食料・農業の危機打開へ～今何ができるのか～
- 3月15日(水) 大門みきし氏：消費税は社会保障の財源なのか
- 4月5日(水) 後藤道夫氏：社会的危機の歴史的背景と闘いの方向性

4. 社会保障誌 入門テキスト第2弾について

- 発行：2023年5月10日
- 内容などの紹介
- 申込み用紙の通達

5. 第50回中央社保学校の準備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.22

日時：2023年9月16日(土)～17日(日)

会場：岡山県・岡山市勤労者福祉センター

◇ 岡山社保協幹事会資料より引用

3) 第50回中央社会保障学校 from おかやま

①開催日：2023/9/16(土)・17(日)

②開催形態：ハイブリッド。ただし、リアル参集は原則として県内居住者のみ。県外居住者は原則としてオンライン参加。県外居住者等がリアル参集する場合、宿泊先の斡旋は行わない。

③リアル参集会場：岡山市勤労者福祉センター 体育集会室、第3会議室、大会議室

④内容

\*1日目：9/16(土) PM

- ・NPO朝日訴訟の会・則武透会長による講演
- ・特別報告×\*本

\*1日目：9/17(日) AM

- ・社会保障入門講座

\*同PM

- ・シンポジウム(パネルディスカッション!?) [別紙21]

<協議事項>

1. 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名の推進に向けて・・・・・・・・P.23

① 署名用紙第1弾として、20万枚～30万枚印刷(1枚3円)

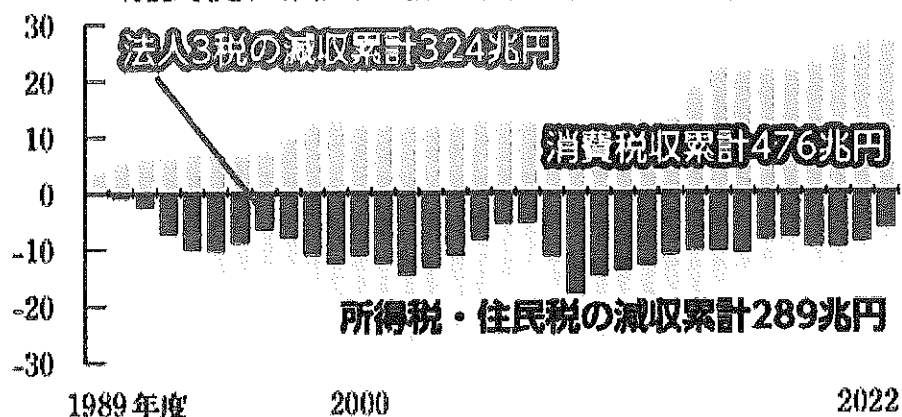
② 今国会中(6月)に国会行動を実施

➤ 改めての決起集会、賛同議員や各団体、各地からの決意表明の場として

➤ 日程は6月を想定しているが・・・通常国会150日として6月21日まで?



## (兆円) 消費税、法人3税、所得税・住民税の推移



法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)は89年度に対する減収額、  
所得税・住民税は91年度に対する減収額

### 2. 第67回総会に向けて

- ① 日時：2023年7月5日(水) 10時から16時
- ② 場所：全労連会館2階ホールおよび、オンライン ZOOM
- ③ 骨太の方針2023が出た直後であるため、記念講演などを行い、情勢分析などを行う。  
講師候補：岡崎祐司先生など

### 今後の予定

- 
- 3/1 第7回運営委員会・オンライン学習会「食料・農業の危機打開へ」
  - 3/2 75歳以上医療費窓口負担2割化反対4団体打ち合わせ
  - 3/3 社会保障誌編集委員会
  - 3/6 社会保障入門テキスト事務局会議
  - 3/7 全国介護学習交流集会事務局会議・社会保障入門テキスト会議
  - 3/8 第8回介護・障害者部会
  - 3/13 第50回中央社保学校現地打ち合わせ・関東甲ブロック会議・次長会議
  - 3/14 巣鴨宣伝・北信越ブロック会議
  - 3/15 東海ブロック会議・オンライン学習会「消費税は社会保障の財源なのか」
  - 3/20 北海道・東北ブロック会議
  - 3/22 中国ブロック会議・年金院内集会
  - 3/23 マイナンバー制度反対連絡会省庁要請・国会行動
  - 3/24 消費税各界連絡会合同宣伝・九州・沖縄ブロック会議
  - 3/27 国保部会・四国ブロック会議
  - 3/29 署名提出行動
  - 3/30 近畿ブロック会議

### ◆2022年度運営委員会日程(第一水曜日を基本)

次回の運営委員会 2023年4月5日(水) 13時30分～

## 中央社保協 2022年度活動日誌

1月26日	木	75歳以上医療費窓口負担2割化反対4団体共同会議
1月30日	月	近畿ブロック会議
1月31日	火	介護7団体打ち合わせ
		第50回中央社保学校第2回実行委員会
2月1日	水	2.1高齢者中央集会・国会行動
		介護署名リスタート集会
2月8日	水	2022年度全国代表者会議
2月9日	木	第7回介護・障害者部会
2月10日	金	全労連社会保障共闘会議
		メーデー実行委員会
2月13日	月	社会保障入門テキストチーム会議
2月14日	火	巣鴨宣伝
		日本から畜産の灯を消すな！— 酪農・畜産の危機は国民の“食”の危機！2.14国会内集会
2月15日	水	大軍拡・増税NO連絡会
2月20日	月	第6回国保部会
		介護全国学習交流集会第1回実行委員会
2月21日	火	子ども医療全国ネット事務局会議
2月22日	水	ゆたかな高齢期をめざす東京のつどい
		子ども医療全国ネット宣伝
		第7回代表委員会
2月24日	金	第50回中央社保学校 現地岡山打ち合わせ
		消費税各界連絡会合同宣伝
2月27日	月	介護7団体打ち合わせ

事務連絡  
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
総務主管部（局）  
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け事務連絡。以下「令和4年3月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和4年11月9日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料（税）までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和5年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった令和元年度～令和4年度相当分保険料（税）の取扱いについて

- 1 以下に示す減免を行った場合については、令和5年度特別調整交付（補助）金の交付対象とする予定である。令和5年度特別調整交付（補助）金の交付基準は追って通知する。なお、本件減免については、令和6年度以降の特別

調整交付（補助）金の交付対象とはならないので留意されたい。

（市町村）

- （1）令和4年3月14日事務連絡別紙1の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料（税）であって、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （2）令和4年3月14日事務連絡 別紙1の基準に該当する被保険者に係る令和4年度相当分の保険料（税）額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （3）「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和3年6月2日付け事務連絡）又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料（税）の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

（国保組合）

- （1）令和4年3月14日事務連絡 別紙2の基準に該当する被保険者に対して、令和4年度分の保険料であって、令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。
- （2）令和4年3月14日事務連絡 別紙2の基準に該当する被保険者に係る令和4年度相当分の保険料額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に納期限が到来するものについては、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政

支援する予定であること。

(3) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡)又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険組合災害等臨時特例補助金又は特別調整補助金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。

2 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。

事務連絡  
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和2年3月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）等に基づいて行っているところです。

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間については、令和2年1月1日から令和5年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）の療養のため労務に服することができない期間としてきましたが、今般、令和5年4月1日から同年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても同様の支援の対象とすることとします。なお、当該期間における財政支援は、令和5年度の国民健康保険の特別調整交付（補助）金又は後期高齢者医療の特別調整交付金により措置することを予定しており、対象者や支給額等については、これまでお示ししたとおりとします。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了しますのでお知らせいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知のほど、お願いいたします。

# 8の対策

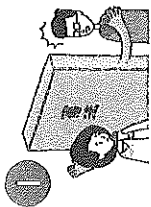
「納税(徴収)の猶予」

「換価の猶予」を主張しよう



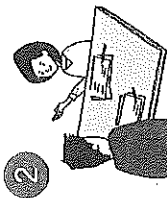
「納税の猶予」(国税徴収法46条)  
「徴収猶予」(地方税法15条)を認めさせれば差し押さえはできません。差し押さえの解除も早断できます。1年以内の分期納付も可能です。

## 3 権利として「納税の猶予」の申請を



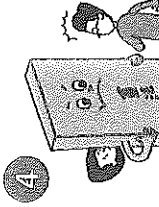
日本国憲法は「生活費に税金をかけるはならない」「税力に応じて公平に負担する」を原則としています。滞納はこの原則に外れた税制に責任があります。

## 1 生活費非課税、応能負担が原則



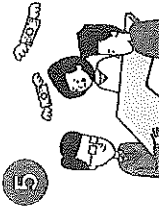
## 2 書類は捨てず、必ず見る

滞納を放置すると差し押さえなどが進行します。後所からの督促状などは放置せず、地域の社保課などに相談しましょう。



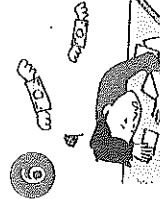
## 4 生存権的財産は憲法に基づき保障される

憲法25条は生存権を保障し、預金の差し押さえは、憲法29条の財産権の侵害です。養老金や生命保険の差し押さえもやめさせましょう。



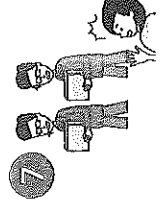
## 5 差し押さえは換価の猶予や差し押さえの猶予で解除できる

生活の維持を困難にする恐れがある財産の差し押さえは、猶予または解除できます。(換価の猶予、国税徴収法15条、差し押さえの猶予、地方税法15条)



## 6 高すぎる延滞税は免除が当然

延滞税の免除も主張しましょう。国税の猶予が認められると、延滞税は4.5%以下になり全額免除も可能です。(国税徴収法53条、租税特別措置法94条、地方税法15条)



## 7 差し押さえに関する滞納者の保護規定の主張を

「超過差し押さえ」や「無益な差し押さえ」は禁止されています。(国税徴収法48条)滞納財産の選択は「生計や事業に与える影響が少なくないこと」を考慮しなければなりません。(国税徴収法47-17)

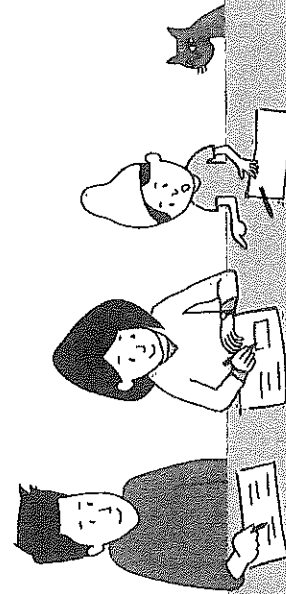
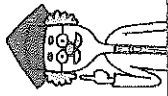


## 8 どうしても払えないときは「滞納処分の執行停止」を

「滞納処分の執行停止」を認めさせましょう。(国税徴収法19条)免、地方税法15条の3年経過すると滞納義務は消滅します。(国税徴収法159条4、地方税法19条)刀明らんに徴収不能な場合、納付義務を消滅できます。(徴収法163条5、地方税法19条)

# 安心できる 国保 のために

国民健康保険をめぐる 疑問に答えます



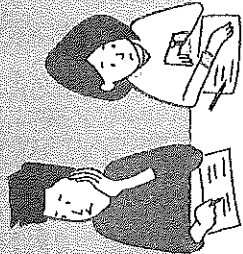
いま、国の責任を放棄し、自己責任を国民に押し付けながら社会保障を改悪する動きが強まり、国保料(税)の値上げをはじめ、取り立てや保険証取り上げ強化などが懸念されています。

中央社会保険推進協議会・国保部会 〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本国保労働部5階 TEL:03-5808-5343 FAX:03-5808-4345  
全日本国保連/全国連/全労連/自治労連/北海道連/北関東連/北東北連/千葉連/関東連/神奈川連/東海連/大阪連/徳連

## 国保費の改革

- 生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について(平成24年7月1日)
- 生活困窮の被保険者に、国保法第44条による窓口負担の減免制度の適用を
- 保険料や窓口負担の減免が適用された被保険者に対する生活保護適用の推進
- 窓口負担減免、生活保護適用、無料・低額診療事業の連携推進
- 窓口負担減免を推進するためモデル事業を実施

- 国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に關する政令の一部を改正する政令の施行について(平成22年9月31日)
- 非自営失業者の保険料軽減、高額療養費の所得区分の特例
- 応益割の比率にかかわらず「7・5・2割減額」を可能とする旨の通知
- 市町村に対する国民健康保険の滞納について(注視要説) [平成22年4月6日]
- 小池晃参議院議員(共産)の質問を受け、国保料(税)の余剰廃免については自治体の自主性を尊重し、国が介入してはならない旨を明記



# 国保(国民健康保険)のコト。

## 誰もが必要な医療を受けられる 社会保障のひとつです

国保とは「国民健康保険」の略称で、人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する公的医療保険の一つです。その運営のために国庫負担も投入され、国の社会保障として運営されています。国保は、自助や相互扶助では決して支えることができない人々の医療保障を図り、「受診する権利」、「健康になる権利」、「生きる権利」を保障するために、国民すべてがなんらかの公的医療保険制度に加入する「皆保険制度」の土台として整備されてきました。

国保法は、国民の生存権を定めた憲法25条に基づき法律なものです。

### 「国保」の目的は社会保障です

国保法「国保法」(1938年)「国民健康保険は相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩または死亡に関し、保険給付を為すを目的とするものとす」  
運営も加入も任意

現在の国保法「国保は社会保障の一環」  
新法第1条(1958年)「この法律は、国民健康保険制度の健全な運営と確保し、もって社会保障および国民保健の向上に寄与することを目的とする」  
国民全員が加入対象  
(他の公的医療保険加入者は適用を除外)

国民皆保険であるための大切な条件は、①保険証は無条件交付であること、②保険証1枚で「いつでも、どこでも誰でも必要な医療を受けられる」こと、③全国一律の公的給付の三つです。

## 公的医療保険の種類とは？

日本の公的医療保険制度にはどのような制度があるのでしょうか。年齢で分けると2種類、74歳までの人が加入する保険が2種類、75歳以上の人が加入する保険が1種類です。

- ①0歳から74歳の人が加入する保険  
2種類がさらに細分化されています。  
被用者保険…協会けんぽ、組合健保、日  
雇健保、船員保険、共済組合(国・地・私)  
国民健康保険…市町村国保、国保組合
- ②75歳以上の人が加入する保険…後期高齢者医療  
保険

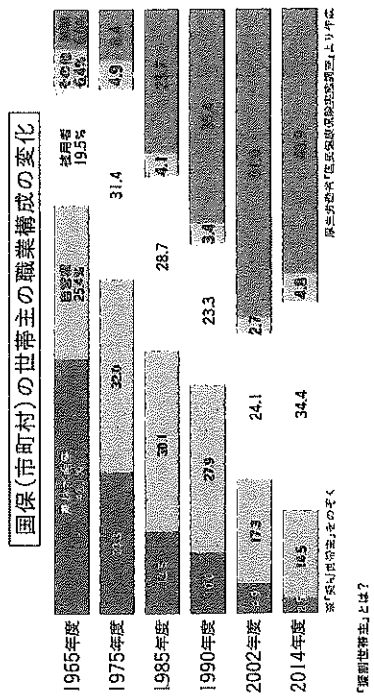
※介護保険…40歳から64歳は第2号被保険者、65歳以上は第1号被保険者となります。



国民健康保険と被用者保険の合計は、28,850万人です。このうち、国民健康保険は13,550万人(47.0%)、被用者保険は15,300万人(53.0%)です。

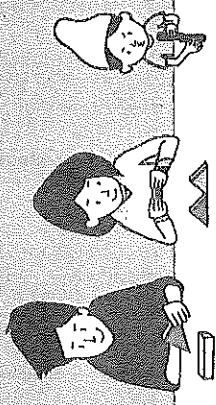
## 最後の受け皿、国保加入者の8割が「無職」と「ワーキングプア」

国保加入者の世帯主で最も多いのが「無職」で43.9%。次に多いのが「被用者(労働者)」34.4%で、合わせて約8割に達します。農林水産業、自営業者の加入者は減少し、「被用者」の増加は、派遣などの非正規労働者の増大が影響していると考えられます。



「ワーキングプア」とは？  
国保の世帯主の職業で、その世帯主が国保に加入していない場合であっても、雇保険の被用者労働者によりが、このように世帯主が働いている世帯を指すといえます。





# 知ってるようで知らなかった、 国保の仕組み。

P25

第6回選民委員会8

## 国保料(税)は分かりづらい?!

国民健康保険は、被用者保険(社会保険)との関係から自営業者や無業者(失業者や年金生活の方)の加入が多くを占めることは発足時から予測されたものです。国保料(税)の設定も「保険制度」が前提なので「すべての加入者に国保料(税)を賦課する」制度設計になっています。

国保料(税)算定は特別な方式がとられています。被用者保険は、収入に応じて保険料が決まるのに(そのため税法上の扶養家族には保険料は賦課されない)、市町村国保の場合は、医療分(基礎分)は、あらかじめ医療給付費がいくらかになるかを予想してそれを国保料(税)として国保加入者全員に割り振ります。その上で住民票上の世帯主に支払いを求めています。

国保料(税)は前年所得と加入人数で決まる

- ▶ 基礎部分…①前年所得に応じた「所得割」、②土地などの資産に応じた「資産割」
- ▶ 応益部分…③世帯内の国保加入者数に対する「均等割」、④世帯に対する「世帯割・平等割」
- ①～④を各自自治体が組み合わせて国保料(税)を計算します。均等割は生まれたばかりの赤ちゃんにもかけられる国保料(税)です。

国保料(税)は3種類構成

- ①医療分(基礎分)…市町村が支払う1年間の医療給付費の50%を加入世帯で割り振る
- ②後期高齢者支援分…後期医療の医療給付費のうち4割を現役世代(乳幼児を含む)の支援金として、保険者に割り振られている
- ③介護保険分…国保被保険者のうち、40～64歳が対象

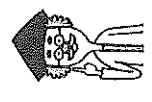
保険料(税)の計算式

- 加入者(被保険者)の中に40～64歳の方を含む世帯 ①+②+③の合計額
- 加入者(被保険者)の中に40～64歳の方を含まない世帯 ①+②の合計額



## 国の法定軽減制度とは?

社会保障制度として、国は低所得者の国保料(税)を軽減する「法定軽減」制度を設けています。総所得(前年)に応じて「応益割(均等割+平等割)」が軽減されます。



## 国保料(税)の減免、窓口負担の減額制度(44条、77条)を活用しよう!

国民健康保険法では「保険者は、特別の理由がある被保険者で、…中略…一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、」(44条)病院などでの一部負担金の減免・免除を規定しています。

また、保険料についても「保険者は、条列又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。」(77条)と規定しています。

申請は不要で自治体が自動適用しますが、世帯全員が所得の申告をしていないと、この軽減措置は適用されないので注意が必要です。

これらの条項を活用し、大幅に収入が減って生活に困っている人が安心して治療を受けられるように自治体への働きかけを強めていきたいと思います。

※国民健康保険法第44条～保険者は、特別の事情がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができ、①一部負担金を減額すること、②一部負担金の支払いを免除すること。

## 国保料(税)の賦課限度額 納付回数について

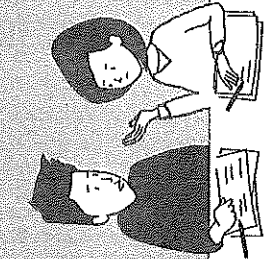
◆国保料(税)の賦課限度額は法律に定められ、2016年度は基礎課税(医療分)54万円、後期高齢者支援金課税19万円、介護納付金課税16万円の計89万円。

◆納付回数は3回から12回まであり、8回が最も多く684市町村(全体の39.3%)、次いで10回が438市町村(同25.1%)となっています。



### 国保料と 国保税の違いとは?

大きく分けて、国保料は所得が低い世帯、国保税は所得が一定以上ある世帯に課税される。国保料の特色は後期高齢者の医療給付費の50%を現役世代が負担すること、国保料の特色は後期高齢者の医療給付費のうち4割を現役世代(乳幼児を含む)の支援金として、保険者に割り振られていること、国保料の場合には医療分と介護保険分をそれぞれで算定する必要があります。



# どうなるの？ 国保の「都道府県単位化」って何？

## 目的は医療費の削減

2018年から、国保の保険者(国保の運営主体)がこれまでの市町村に都道府県が加わり、都道府県が財政運営の責任を担うようになります。

「都道府県で広域化すれば、スケールメリットにより国保財政の困難を解決できるのでは」と思っている人がたくさんいますが、大きな問題です。都道府県に国保財政の運営責任を負わせ、「医療費適正化計画」による給付費抑制や、「地域医療構想」による病床削減などの権限をすべて都道府県に集中し、一体的施策として医療費削減を強力に推し進めるための仕組みづくりなのです。

## 100%納付を義務付け 市町村を苦しめる「納付金」

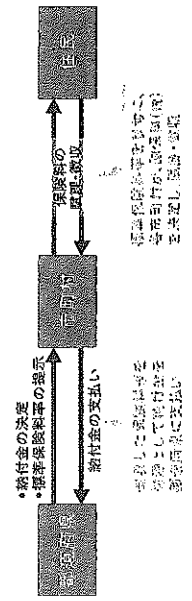
これまでの国保運営との最大の違いは、都道府県が財政を握ることです。市町村は都道府県が各自自治体の医療費水準と所得水準に応じて決定した「国保事業費納付金(納付金)」を都道府県に100%納める義務を負います。

国保料(税)の賦課の徴収は市町村の権限ですが、都道府県は各市町村が納付金を納めるために必要な「標準保険料率」「標準収納率」を示し、各市町村はそれを参考に保険料率を決定し、住民から賦課・徴収することになります。

### 国保保険料(税)の賦課・徴収の仕組み(イメージ)

※市町村は別紙の表を参考にしてください

各町、市、区、市の国保の賦課・徴収は、市町村が国保料(税)を住民に賦課・徴収し、都道府県に納付金を支払います。



## 競争相手は自治体同士!? 次々に出てくる懸念…

自治体は一般会計からの繰り入れを解消、保険料率引き上げを迫られる

都道府県が示す「標準保険料率」には、各市町村の「医療費水準」も反映されます。一方、市町村が独自に行う一般会計からの繰り入れは「標準保険料率」に反映されません。自治体同士を競わせ、「医療費水準が同じなら住民負担も同じであるべき」との理屈で、繰り入れ解消と、保険料引き

上げを迫られかねません。

## 自治体独自の減免制度の存続はどうなる?

厚生労働省は、医療費抑制策をすすめるもとで、これまでの運動でつくってきた減免制度を縮小、廃止する指導を強めることが懸念されています。独自の減免制度を守り拡充させる運動が必要です。

## “身近”だから守れる命と健康

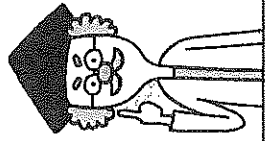
——今こそ地方自治体の役割発揮を——

国保制度が国民皆保険制度の基礎となっていて、国保制度が利用住民に最も身近な行政単位である市町村が運営していることにあります。市町村は健康や医療に関する要望を的確にとらえ、加入者住民の生活実態を基にした措置をとることができ

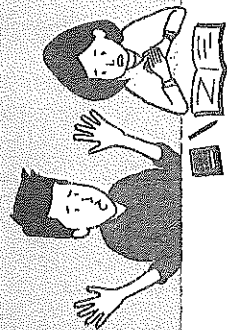
## 医療費適正化計画と地域医療構想 都道府県を縛るツール、

2015年に安倍政権が強行した医療保険制度関連立法は、国保の都道府県単位化にとどまらず、2025年までの病床削減目標を示す「地域医療構想」や、医療費削減目標を設ける「医療費適正化計画」を策定することを決めました。

この問題は、医師不足による病棟閉鎖や過疎化などの現状が固定化され、医療費抑制策を都道府県の責任に負わせるものとして大きな批判が巻き起こっています。



安易な平準化、標準化、統一化を許さず、払える国保料(税)、皆保険制度を守る視点が、都道府県に求めらるべきです。自治体独自の懸念…



# こんな高いんだらう？ そもそも国保料(税)は、なんで

P27

第6回選挙委員会10

「もう払えない!!」  
支払い能力を超えることこそが問題

今、国保をめぐっては、負担能力をはるかに超える国保料(税)が大きな問題になっています。いくつかの都市で調べてみると(右表)、所得250万円、自営業、4人家族、40代夫婦、子ども2人

### 所得の2割が国保料(税)

所得250万円、自営業、4人家族、40代夫婦、子ども2人の場合

札幌市	47万4300円	19.0%
東京都足立区	42万6000円	17.0%
新潟市	45万200円	18.0%
大阪市	46万7770円	19.0%
福岡市	49万4700円	19.8%

人で、45万円～50万円近く、所得の約2割にも達しています。大阪市で同様の世帯の生活保護基準額は329万円。生活保護基準をはるかに下回るような世帯が7割、5割、2割の法定減額の対象にもなれず、大変な負担を強いられています。そのことから、滞納世帯が360万世帯(総加入世帯数の17.2%)、保険証を取り上げられた世帯が140万世帯(同6.7%)に及んでいます。

## ? なぜ国保は高いの? (3)

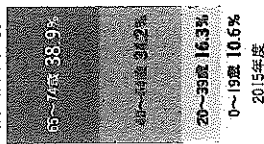
### 理由① 加入者の多くが高齢者

国保加入者の多くは低所得者で、年齢構成も高齢者が多いという特徴があります。2015年度の国保加入者の38.9%は高齢者(65歳～74歳)です。誰でも高齢になると、病院を受診することが多くなります。国保には、医療をより必要とする年齢層が多く加入しています。にもかかわらず負担能力が高くない高齢者や無業者層が多いため、保険料(税)がより高くなるという状況を生み出しています。

### 市町村の被保険者の年齢構成

(75歳未満)の年齢構成

国保加入者による年齢構成は、2015年度までの平均が44.1%に達している。2015年度には38.9%となっている。



厚生労働省「国保加入者世帯調査」より

### 理由② 国・自治体から支払えるかどうかの視点の欠如

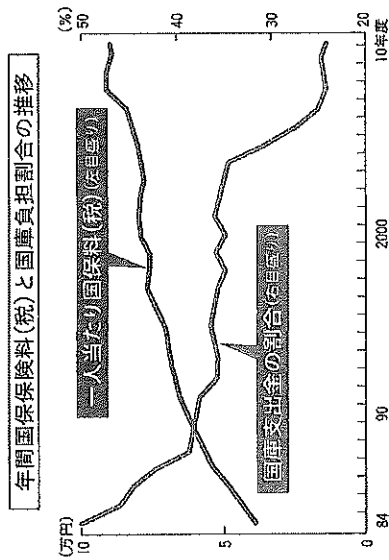
国保は年度内に支払われる給付費などを予測して加入者に割り振る仕組みになっています。そのために国保料(税)が高くなると、新たに国保料(税)を納めることができないう悪循環とさらに国保料(税)が増えるという悪循環となっています。

また、生計費非課税の原則が逸脱されており、住民税の計算時に用いる「人的控除」などと同様の控除を導入すべきです。当然のことながら国庫負担が投入されなければ国保を維持することはできません。

### 理由③ 国庫負担の削減

年々高くなる国保料(税)をつくり出してきている主な原因は、国保の運営に対して国がお金(税金)を出さなくなったからです。

1984年の国保法改正により国庫負担が削減され、国保会計の総収入に占める国庫支出金の割合は1980年代の50%から約25%になっています。高い国保料(税)を生み出す構造を回避するには、国庫負担の減額により加入者に負担と責任が転嫁されている仕組み、構造的な問題への着手が急務となっています。



※1:国保料に、国庫負担(国の補助)と市町村負担からなる。国庫負担は、市町村の収入により、国庫負担(税)と、市町村負担(税)とからなる。

### 理由④ 子どもが多いと負担が重い

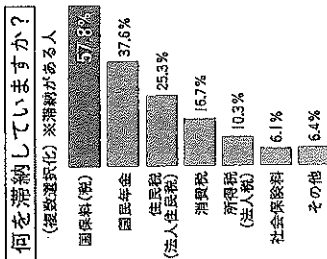
国保は、世帯の人数が多いほど国保料(税)が高くなる仕組みで、子どもの多い世帯の負担が重くなっています。均等割で、生まれたばかりの赤ちゃんにまで国保料(税)がかかれます。子どもの均等割は小さくすべきです。

また、子どもの医療をめぐっては、医療機関の窓口での自己負担を市町村が独自に軽減した場合、国保への国庫負担を減額する措置があります。全国知事会をはじめとして各地方から見直しの要請が相次いでいます。

# 運動を広げよう。

## 異常な国保負担 国保料(税)引き下げは急務!

2015年度から保険者支援制度として1700億円の公費が全国の市町村に投入されています(厚労省は加入者1人当たり約5000円の財政改善効果があると試算)。2018年からはさらに1700億円が投入されます。自治体交渉で、市町村の一般会計からの繰り入れを求め、国保料(税)の引き下げを求めましよう。一般会計からの繰り入れは引き続き行えます。



2015年、全国市町村単位別、国民健康保険料の滞り率

国保料(税)が所得の20%を超えたり、税金と国保などの負担が所得の3、4割を占めるのは異常です。

## 情報を公開させよう

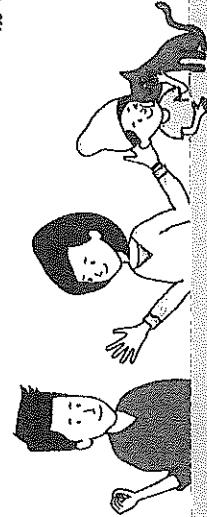
厚生労働省は4月、「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」(ガイドライン)を示し、2017年度中に都道府県が国保運営方針を策定し、「市町村における標準的な保険料の算定方式」等を定めることになっています。その検討状況や結果について情報公開させることが大切です。

## 短期保険証、資格証明書の安易な発行を許さない

国保には、短期保険証(17万世帯、資格証明書 27.7万世帯)もあることが、受診抑制を生み、治療遅れて死亡者が生まれるなどの悲劇を生んでいます。

また、国保料(税)の滞納者への制裁措置としての滞納処分(差し押さえ、競売など)や、短期保険証、資格証明書発行がさらに強められることが懸念されます。短期保険証や資格証明書の発行には一定の要件が定められています。滞納者それぞれの特別な事情や家計事情を踏まえ、機動的・一律的な発行を行わずに運動が必要で。

※短期保険証へ有効期限は主に1ヵ月~12ヵ月。市町村の窓口交付のため、本人に渡らない保険証取り上げが増加しています。



※資格証明書~国保料(税)の納付期限が1年を経過してもなお国保料(税)の納付がない場合に交付できるとされ、窓口で10割を請求されます。受診抑制による手遅れ事例などが問題になっています。

## 経済的理由で受診を躊躇 63人が治療遅れて死亡

2015年 経済的理由による手遅れ死亡事例調査重要報告  
全日本国民連帯が3月22日に発表した「経済的理由による手遅れ死亡事例」調査によると、2015年に「お金がない」などの理由で受診を控え、死亡した人は63人だった。調査は05年から行っており、全国32都道府県にある民医連の645事業所を対象に集計した。

死亡に至った患者は年齢が44%。非正規雇用と自営業の割合は34%だった。年齢年齢の65歳未満だと、非正規・自営業の割合は40%になる。  
ある60代の女性は、資格証明書を取りに行くのをためらっているうちにがんの症状が悪化。入院したものの、助からなかったという。

## 国保で困ったQ&A

Q 高すぎる国保料(税)を安くできませんか?

A 以下のような制度があります。

国の決められた法律で7割、5割、2割軽減

市町村の独自減免制度

申請は不要です

別途申請が必要

※ただし未納の方がいる場合は滞りが発生しません。詳しくは、5ページを参照ください。

※全国市町村別、世帯世帯別を受けけることになった世帯  
※国保料(税)が100万円以上の世帯は国保料の1割を減額  
※市町村独自の制度(所得割減等)と世帯別減額(所得割減等)

制度・期限・届い止め、などで滞りを失った失業者(非自営的失業者)に対する国民健康保険料(税)の軽減措置。

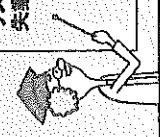
何産・解雇・雇い止めなど会社都合によって退職した場合、国民健康保険料(税)が軽減されます。必ず申請しましょう。

①国保料(税)の計算の基準となる前年の給与所得を30/100とみなして計算します。

②軽減期間は、退職の翌日から翌年度末までです。

③軽減の対象となる方は、退職日時点で65歳未満で、雇用保険受給資格者証の取得理由欄のコードが下記に該当する方(標準理由欄のコード=11、12、21、22、23、31、32、33、34)

④軽減対象は非自営的失業者本人のみです。



Q 滞納があるのに、国保証がもらえなくて困っています。

A 滞納があっても以下の人には国保証が発行されます。

- ①18歳以下の子ども
- ②本人、または家族が病気のため国保料(税)が払えない人
- ③災害、盗難、事業の損失、失業、事業休止

「特別な事情があれば資格証明書は発行されず、国保証がです。」「特別な事情」「災害」「盗難」「本人、家族の病気(けが)」「事業休止」「損失」で国保料(税)が払えない場合は、無条件で短期保険証が発行されます。

無保険だった人が国保に加入しようとするとき、リストアップなどで使った国民健康保険(協会けんぽなど)を喪失して、期間が経ってからは国民健康保険に加入しようとする場合、窓口で未加入期間の国保料(税)を請求され、「支払わないと国保に加入できない」と思ってしまうのをあきらめず、平成25年5月21日の参議院厚生労働委員会での議論を参考に、保険料を支払ってらっしゃらなかったというので、法律上認められており、国保の被保険者資格の取得ということが妨げられるという事は法律上ありません。」「まずもって無保険状態でない、保険証を使う状態になっていただく」と答弁しています。つまり、国保に加入して保険証を手にしてから未加入期間の国保料(税)の支払い相済をすればいいのです。

Q お金がなくて治療が受けられません。

A 医療の一部負担金減免制度があります。

国保には、医療費の一部負担金減免制度があり、災害、事業の休止・失業・生活困難などの場合に、医療費の支払いが免除、減額、猶予されます。

国は制度が認められる身体障害者として、①世帯収入が生活保護基準以下、②預貯金が生活保護基準の3カ月分以下、③入院、老示をした。①~③に当てはまる方は申請しよう。

なお、①~③よりも低い基準を定めている自治体も沢山あります。あきらめず市町村の国保担当窓口にご相談しましょう。

「中央社保協 介護・障害者部会 3.29 厚生労働交渉」  
「介護保険制度の改善を求める 5.22 請願署名提出行動」  
署名の集約と厚生労働省交渉および提出行動への参加のお願い

中央社会保障推進協議会

事務局長 林 信悟

今回の介護保険制度の見直しは、介護保険始まって以来の大改悪と言われ、そこに新型コロナ、物価高騰による電気代などの光熱費の負担が加わり、これまで以上に「保険あって介護なし」の事態が広がり介護を受ける人も働く人も事業者も更なる困難をもたらします。

介護・障害者部会では、3月に厚生労働省交渉を行うとともに、5月に介護保険制度の改善を求める請願署名の提出行動を行うこととしました。これ以上の介護改悪を許さないたたかいをさらに広げていくために、署名の更なる積み上げと集約をお願いいたします。

5月の提出行動で、介護保険制度の改善を求める請願署名は終了となります。

記

1. 中央社保協 介護・障害者部会 3.29 厚生労働省交渉

- 日時 2023年3月29日(水) 14時30分からを予定。
- 場所 参議院議員会館(予定) 介護・障害者部会を中心に  
オンラインの場合:【ZOOM】ミーティングID:973 0585 1453 パスコード:766308  
▶ 全国各地からの参加をぜひご検討ください。
- 交渉前に12時15分からの国会行動の場で報告議員への署名提出を行います。

2. 介護保険制度の改善を求める 5.22 請願署名集会

- 日時 2023年5月22日(月) 10時30分から12時00分
- 会場 衆議院第二議員会館・多目的会議室(定員141人)  
▶ 集会後、紹介議員への署名提出行動を行いますのでご協力をお願いします。  
▶ 【youtube】<https://youtube.com/live/HNSbsNxYEm8?feature=share>  
▶ 中央社保協のホームページからも動画が見れます。

介護保険制度の改善を求める 5.22 請願署名提出集会 - 中央社保協 (shahokyo.jp)

- ◇ 介護保険制度の改善を求める請願署名は今回の提出行動で終了となります。今集会で新たな署名の提起も行う予定です。広い会場を用意いたしましたので可能な方は現地参加をご検討ください。
- ◇ 署名の集約は中央社保協へ5月15日(月)までに集約をお願いします。1000筆づつの束で集約していただくと大変助かります。

以上

● 2023年2月1日(水)18:00~19:30  
● 中央社保協・介護保険の改善を求める請願署名リスタート集会

## 介護保険制度の見直しをめぐって 一「給付と負担」の審議経過と見直しの内容

★昨年12月、厚労省の審議会(介護保険部会)が介護保険の次期見直しに向けた報告書とりまとめました。当初は、ケアプランの有料化をはじめ「史上最高」の見直しとも称された改悪メニューが提案されていましたが、撤回を求める世論が大きく広がる中、全面的な制度改悪を阻止することができました。

★しかし、利用料の引き上げなど一部の改悪案はそのまま継続審議とされ、政府は「遅くとも夏までに結論を出す」等としています。すべての改悪案の撤回と、制度の改善・建て直しに向けて、引き続き力を総めることなく、声を挙げていくことが求められています。



昨年12月28日、厚労省に制度改悪等を求める10と署名を交わし、2,407名を提出(参院議員会館)

林 泰則  
全日本民医連 事務局長  
中央社保協・介護障害者部会 部長

Y-HAYASHI © 全日本民医連

### 検討の経過＝厚労省・介護保険部会(社保審)

- 第92回(3月24日) ←← 審議スタート
- 介護保険制度をめぐる最近の動向について
- 第93回(5月16日)
- 今後の検討の進め方について
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について
- 第94回(5月30日)
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について
- 介護分野における文書負担等の軽減に係る議論の進め方について
- 第95回(7月25日)
- 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進について
- 第96回(8月25日)
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について(1)
- 第97回(9月12日)
- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進について(2)
- 第98回(9月26日)
- 給付と負担について…前回の見直し、「骨太方針」・財務省「建議」などの指し事項を紹介
- その他の課題について
- 第99回(10月17日)
- 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進について
- 第100回(10月31日)
- 給付と負担について…厚労省が7点の検討項目を提示
- 第101回(11月28日) 給付と負担について…7点の検討項目の審議
- 12月20日 報告書とりまとめ(介護保険制度の見直しに関する意見)

財務省・財政審「建議」(5月25日)  
骨太方針2022(6月7日)

※参院連が務めるまで給付と負担に変わる審議は封印

参院選



全世代型社会保障構築会議  
「医療・介護制度の改革について」  
(9月28日)  
構築会議「報告書」(12月16日)

Y-HAYASHI © 全日本民医連

## 「全世代型社会保障改革」のもとで検討された介護保険見直し

■ 「全世代型社会保障」とは

● 現在の社会保障は、「現役世代の給付が少なく、給付は高齢世代中心、負担は現役世代中心」となっている  
⇒ 「給付と負担の両面で世代間・世代内の公平性を確保」「全世代がその能力に応じて支え合う」制度に転換させる ※【能力に応じて】(支え合う)

● 世代間の対立をあり、全ての世代にわたって社会保障の削減を推進する＜負担増＞<改革

● 高齢者の「働き方」改革と、社会保障改革(年金制度など)を一体的に推進、高齢者を働かざるを得ない状況に追い込む＜生涯現役強制＞<改革

★ 「社会保障費の削減・節約+働き手の確保」の“一石二鳥”をねらう

= 「お上に頼るな」「病気になるな」「要介護になるな」「長く(死ぬまで)働け」(長支購買)(自助>共助>公助)



● 介護保険部会「報告書」(19年12月)で「引き続き検討」とされた検討項目  
● 「骨太方針」「改革工程表」・財政審「建議」、全世代型社会保障構築会議

Y-HAYASHI © 全日本民医連

### 「給付と負担」の検討項目(10月31日・介護保険部会)

★ 給付削減・負担増案が目白押し

- 被保険者範囲・受給権者範囲  
= 被保険者の年齢(現在40歳以上)の引き下げ
- 補足給付に関する給付の在り方  
= 補足給付(施設等の居住費・食費の負担軽減制度)の資産要件に不動産を追加、マイナンバーの活用
- 多床室の室料負担  
= 特養で実施されている多床室の室料徴収を他の施設(老健施設、介護医療院)に拡大
- ケアマネジメントに関する給付の在り方  
= ケアマネジメントへの自己負担導入
- 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方  
= 要介護1、2の生活援助等を総合事業に移行
- 「一定以上所得」「現役並み所得」の判断基準  
= 基準額を引き下げて利用料2割負担、3割負担の対象者を拡大
- 1号保険料負担の在り方  
= 高所得高齢者の介護保険料引き上げ

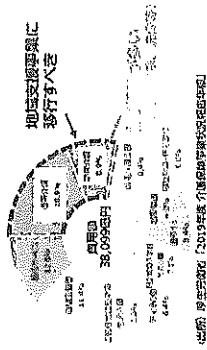


Y-HAYASHI © 全日本民医連

# 財務省の提言(財政審「建議」2022年5月)

「財政健全化」の推進(=社会保障費の削減)

利用負担については、2割・3割負担の導入を進めてきたが、今後の後期高齢者医療における患者負担割合の見直し等を踏まえ、...介護保険サービスの利用者負担を原則2割とすることや、2割負担の対象範囲の拡大を図ること



地域支援事業のあり方の見直しに取り組みつつ、第9期介護保険事業計画期間に向けて、要介護1・2への訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を検討し、生活援助型サービスをほぼ地域の実情に合わせて多額の基準ではなく地域の実情に合わせた多様な人材・多様な資源を活用したサービス提供を可能にすべきである。

福祉用具の貸与のみを行うケース<単品ケアプラン>については報酬の引き下げを行うなど、サービスの内容に応じた報酬体系とすることも、あわせて2024年度報酬改定において実現すべきである。

# 介護保険部会とりまとめ (12月20日)

1 高齢者の負担能力に応じた負担の見直し	⇒ 次期計画に向けて結論を得る *
◎ 1号保険料負担の在り方	⇒ 次期計画に向けて結論を得る *
◎ 「一定以上所得」(利用料2割)の判断基準	⇒ 次期計画に向けて結論を得る *
◎ 「現役並所得」(利用料3割)の判断基準	⇒ 引き続き検討
◎ 補正給付に関する給付の在り方	⇒ 引き続き検討
2 制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し	⇒ 次期計画に向けて結論を得る *
◎ 多床室の室料負担	(※ 介護給付費分科会において介護報酬の決定等も含めて検討)
◎ ケアマネジメントに関する給付の在り方	⇒ 第10期計画期間の開始までに結論を得る
◎ 難病患者への生活援助サービス等に関する給付の在り方	⇒ 第10期計画期間の開始までに結論を得る
3 被保険者範囲・受給者範囲	⇒ 引き続き検討
◎ 被保険者範囲・要介護範囲	⇒ 引き続き検討

\* 「次期計画」に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも2023年夏までに結論を得るべく引き続き議論 <「次期」=第9期(2024~26年度)>

## 「一定以上所得」の判断基準について(利用料2割負担)

【論点】

◎ 制度の現状等を踏まえ、「現役並み所得」「一定以上所得」の判断基準をどのように考えるか。  
 ◎ その際、本年10月に施行された、後期高齢者医療制度の患者負担2割(一定以上所得)の判断基準が、後期高齢者の所得上位30%とされていることとの関係をどのように考えるか。

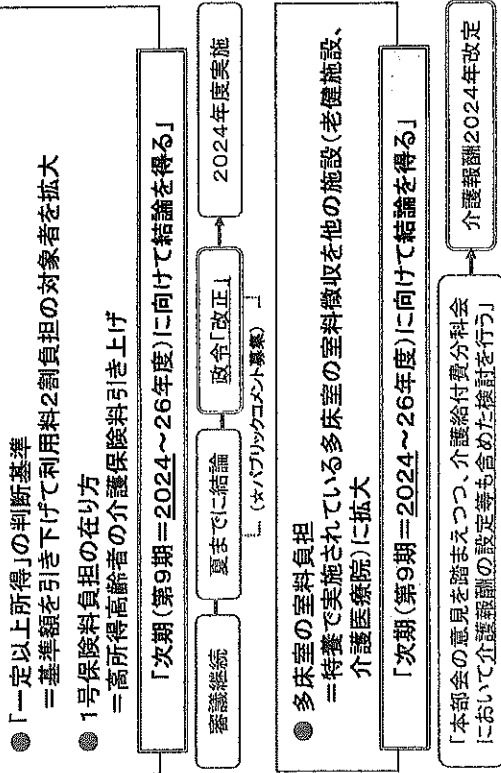
\* 後期高齢者医療制度の窓口負担がモデル

「一定以上所得」=課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯の場合200万円以上、専業主婦の場合合計320万円以上 (※)現役並み所得者を含む割合

世帯別・世帯内の公平性を担保しつつ、制度の持続可能性を認める観点から、C相対的に負担能力のある、一定以上の所得を有する方の利用負担割合を2割としている。(平成27年8月施行) こと前提となる。特に所得の高い方の利用負担割合を3割としている。(平成27年8月施行)

合計所得金額100万円 至収入等220万円	合計所得金額160万円 至収入等280万円	合計所得金額220万円 至収入等340万円
(22歳未満) 平均所得額(世帯別)220万円 平均収入等(1.5世帯)1:40万円	(22歳未満) 平均所得額(世帯別)220万円 平均収入等(1.5世帯)1:40万円	(22歳未満) 平均所得額(世帯別)220万円 平均収入等(1.5世帯)1:40万円
200~210 210~220 220~230 230~240 240~250 250~260 260~270 270~280 280~290 290~300 300~310 310~320 320~330 330~340 340~350 350~360 360~370 370~380 380~390 390~400 400~410 410~420 420~430 430~440 440~450 450~460 460~470 470~480 480~490 490~500	200~210 210~220 220~230 230~240 240~250 250~260 260~270 270~280 280~290 290~300 300~310 310~320 320~330 330~340 340~350 350~360 360~370 370~380 380~390 390~400 400~410 410~420 420~430 430~440 440~450 450~460 460~470 470~480 480~490 490~500	200~210 210~220 220~230 230~240 240~250 250~260 260~270 270~280 280~290 290~300 300~310 310~320 320~330 330~340 340~350 350~360 360~370 370~380 380~390 390~400 400~410 410~420 420~430 430~440 440~450 450~460 460~470 470~480 480~490 490~500

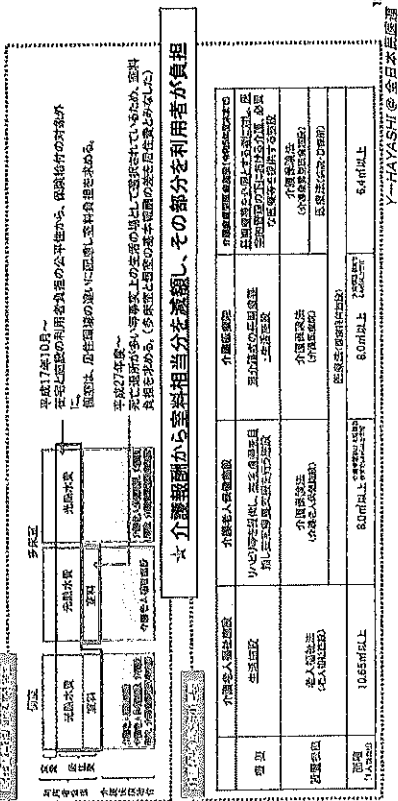
## 継続して検討することになったもの(=法律の「改正」は不要)



## 「多床室の室料負担」について

○ 介護老人施設は、介護老人施設、介護老人施設に於ける負担額については、平成27年10月より、世帯平均の負担額を標準として算定することとし、介護老人施設に於ける負担額は、介護老人施設に於ける負担額を標準として算定することとし、介護老人施設に於ける負担額は、介護老人施設に於ける負担額を標準として算定することとした。

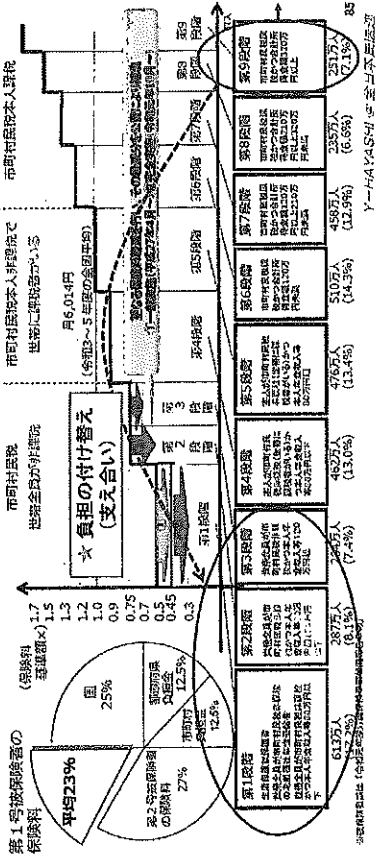
○ また、平成27年度から介護老人施設に於ける負担額は、介護老人施設に於ける負担額を標準として算定することとし、介護老人施設に於ける負担額は、介護老人施設に於ける負担額を標準として算定することとした。(利用者負担率1～3歳児の負担率については、平成27年度より利用者負担率を増加させることとした。)



## 「1号保険料負担の在り方」について

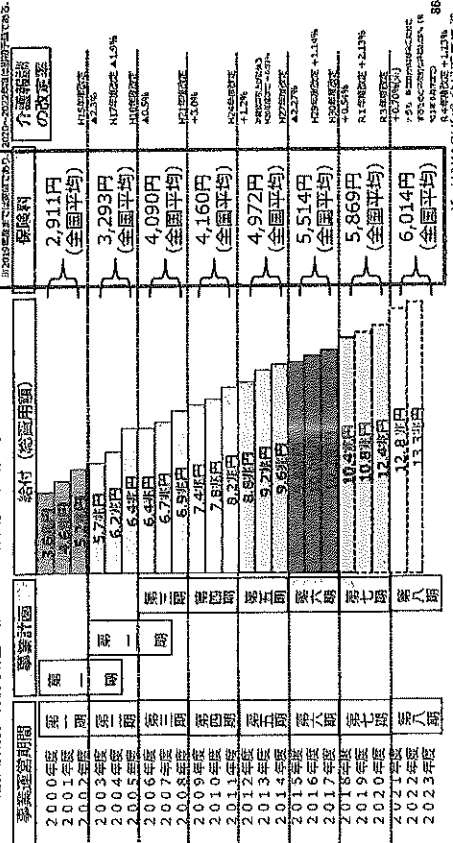
### 一 保険料段階区分の細分化と低所得者への対応

- 市町村(納税者)は、介護保険給付費の約23%に相当する額を第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に保険料として賦課。
- 第1号被保険者の保険料は、サービス基盤の整備の状況やサービス利用の量に依り、保険ごとに設定。(第8期(令和3～5年度)の保険料の標準額は月額6,014円)
- 低所得者等に配慮し負担能力に応じた負担を求める観点から、市町村民税の課税状況等に応じて、段階別に設定されている。(標準は9段階)



## 介護給付費の増大に合わせて上昇し続ける介護保険料

- 市町村は3年1期(2005年度までは5年1期)とする介護保険料率を算定し、3年ごとに見直しを行う。
- 標準額は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス利用見込額に基づき、3年間を通じて平均の費用を算出する。
- 低所得者により、介護保険料は上昇することになり、地域福祉推進基金の活用が必要となっている。



## 今回は、「見直し」(先送り)となったもの

- ケアマネジメントに関する給付の在り方  
= ケアマネジメントへの自己負担導入
  - 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方  
= 要介護1、2の生活援助等を総合事業に移行
- 「第10期計画期間(2027～29年度)の開始までに結論を得る」
- 3年後
- 「現役並み所得」の判断基準  
= 基準額を引き下げて利用料3割負担の対象者を拡大
  - 補足給付に関する給付の在り方  
= 補足給付(施設等の居住費・食費の負担軽減制度)の資産要件に不動産を追加
  - 被保険者範囲・受給権者範囲  
= 被保険者の年齢(現在40歳以上)の引き下げ
- 「引き続き検討する」

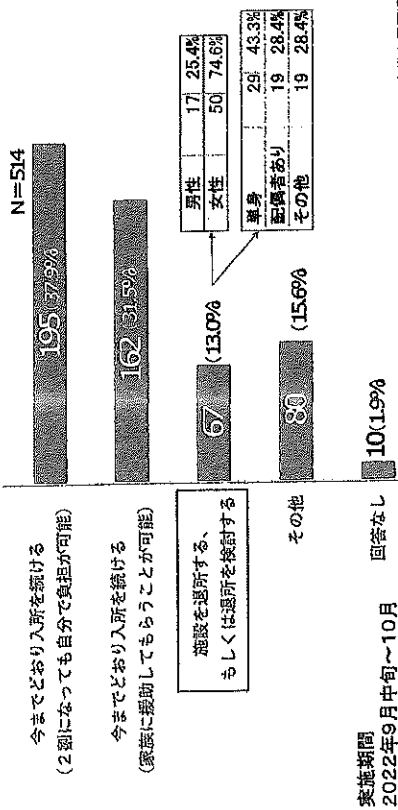


全日本民医連・利用料緊急影響調査結果（施設入所 514件）

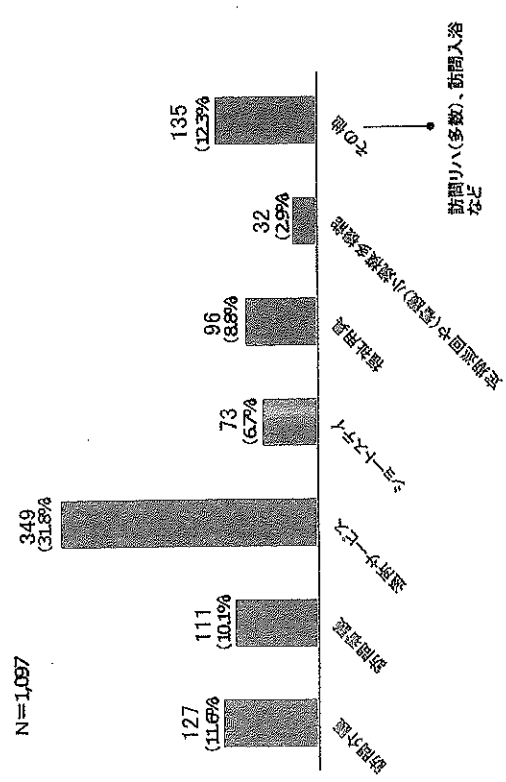
◎ 利用料の引き上げの検討が行われていることを知っていますか

知っている	233	45.3%
知らない	279	54.3%
回答なし	2	0.4%

◎ もし、現在の利用料が2割(2倍)になったら、施設の利用をどうしますか

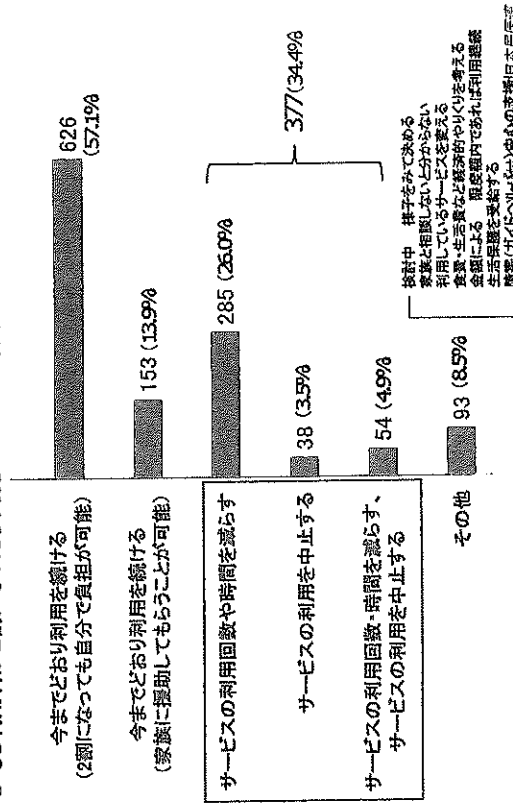


◎ 利用回数・時間を減らす、または利用を中止するのは主にどのサービスですか(複数回答)

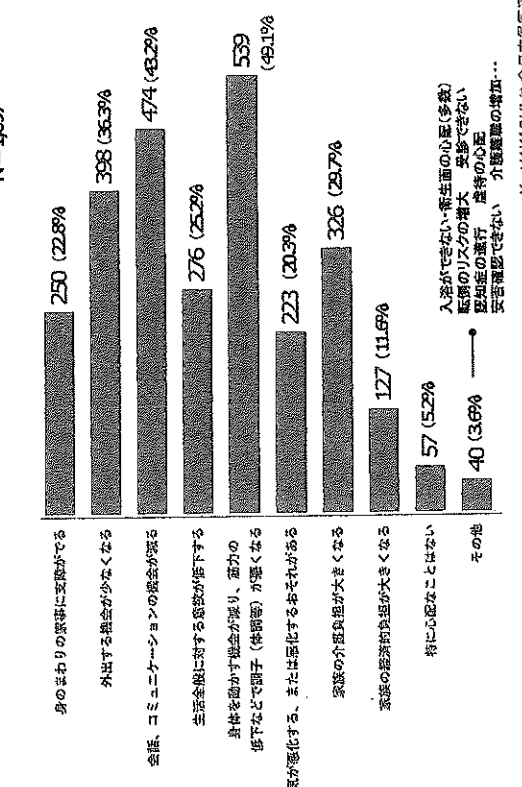


全日本民医連・利用料緊急影響調査結果（在宅サービス利用者 1,097件）

◎ もし利用料が2割になったら、現在のサービス利用をどうしますか(複数回答)



◎ サービスの利用回数・時間を減らす、または利用を中止することになった場合、どのような影響が生じると考えますか。どのようなことが心配ですか(複数回答)。



## 調査から明らかになったこと

- 利用料の新たな引き上げが実施されることにより、在宅サービスの利用や施設入所の上で、深刻な困難に直面する利用者・家族が出てくることは確実（…年金の切り下げ、医療費の増大、さらに物価高騰など経済事情も悪化）
- 利用・入所継続に支障を来すことによって、利用者の身体的・精神的状態の悪化、家族の介護負担・経済負担の増大等が生じる（コロナ禍による困難を加齢させることになる）
- 現時点で「負担可能」と見込んでいても、今後介護サービスが増えれば利用料が増大することになり、先行きが見通せず、将来への不安が大々しい。
- 本人、家族に生じる深刻な影響が可視化してこない恐れがある  
＝ 利用料の支払いが困難でも、「利用を減らせない」「退所できない」事情を抱える利用者が存在する（見かけ上、利用状況は変わらない）

Y-HAYASHI © 全日本医師会

## 「能力に応じた負担」とは② 低所得者をターゲットにした負担引き上げ

【1】 資産要件の見直し 補足給付の見直し(2021年8月～)

補足給付段階	資産要件		補足給付の対象
	現行	見直し案	
第1段階	1000万円以下	1000万円以下	(基準額超え) → 補足給付の対象外 < 貯金を取り崩して入所継続 >
第2段階	1000万円以下	650万円以下	
第3段階	1000万円以下	第3段階① 550万円以下 第3段階② 500万円以下	

【2-1】 食費の見直し＝施設(特養多床室)の場合の居住費・食費・利用料・介護保険料の負担合計月額

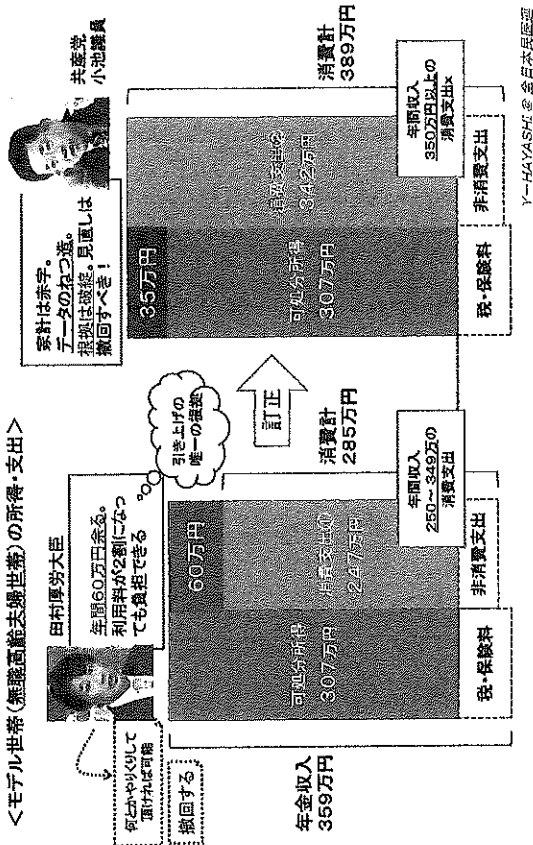
補足給付段階	収入要件		利用者数(2019-3)
	現行	見直し案	
第1段階	生后保護者等 世帯全員が市町村民役 非課税本人年収80万円以下	現行どおり	3.1万人
第2段階	世帯全員が市町村民役 非課税本人年収80万円以下	現行どおり	17.5万人
第3段階	世帯全員が市町村民役 非課税本人年収80万円以下	第3段階① 本人年収120万円以下	5.9万人(変更なし)
		第3段階② 本人年収80万円超	5.9万人(変更なし) (食費+2.2万円)

【2-2】 食費の見直し＝短期入所(ショートステイ)

補足給付段階	見直し後		受給者数
	現行	見直し後	
第1段階	300円	300円	0.6万人
第2段階	300円	600円	2.8万人
第3段階	650円	第3段階① 1000円	5.7万人
		第3段階② 1300円	5.7万人

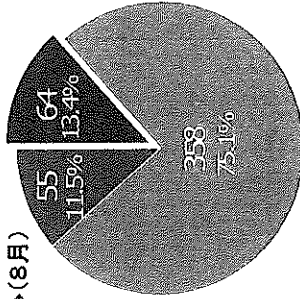
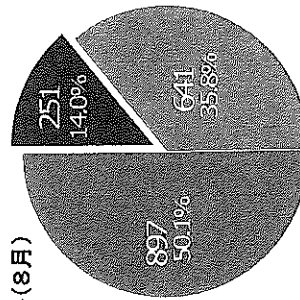
Y-HAYASHI © 全日本医師会

## 「能力に応じた負担」とは① 一負担可能な根拠が示されないまま引き上げ 利用料2割負担の導入(2015年8月～)



## 見直しの影響－全日本医師会連影響調査

施設(7月:47施設1789人) 短期入所(7月:64事業所477人)



■ 対象外 □ 食費引き上げ □ その他

■ 対象外 □ 食費引き上げ □ その他

「対象外」+「食費引き上げ」⇒ 49.8%

「対象外」+「食費引き上げ」⇒ 88.5%

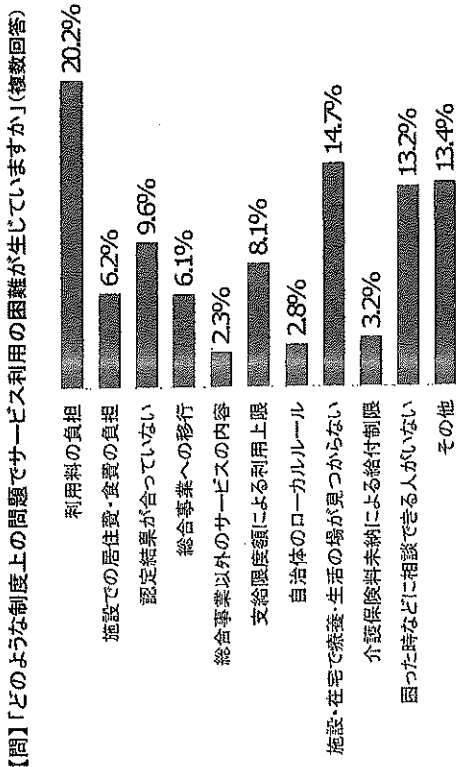
★ 約半数の入所者に影響

★ 9割弱の利用者に影響

「負担能力に応じて」⇒ 「負担能力に關係なく、取りやすいところから取る」

Y-HAYASHI © 全日本医師会

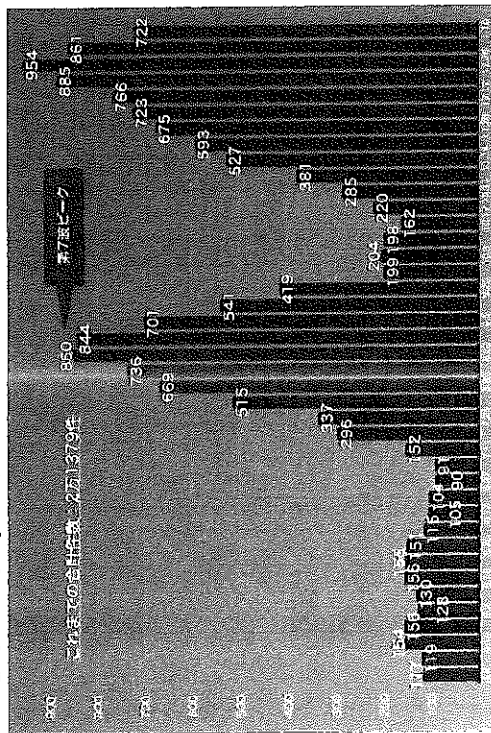
### 制度の仕組みがたりたりしている利用困難(2019年・民医連調査)



※全日本民医連「2019年介護事例調査」(578事例)より

Y-HAYASHI 全日本民医連

### コロナ感染症が直撃一高齢者施設でのクラスター発生数(1月10日まで)

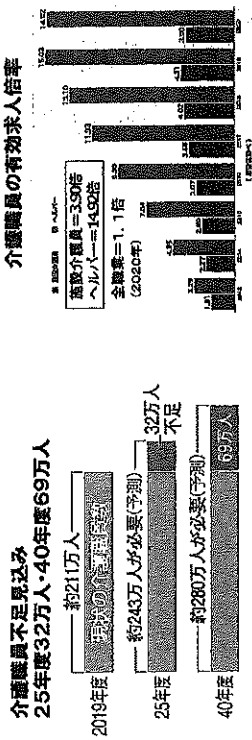


★コロナ禍は、政府によるこれまでの給付削減一辺倒の制度改革が、いかに介護サービス基盤を脆弱なものにしてきたかを浮き彫りにした

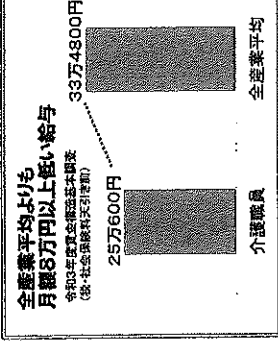
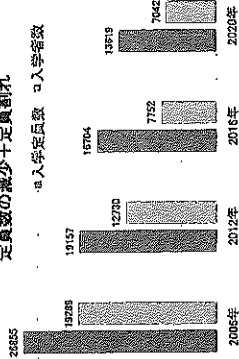
Y-HAYASHI 全日本民医連

### 深刻化する人手不足一現在も、将来も

#### 介護職員の有効求人倍率



#### 減り続けている介護福祉士養成校入学者数

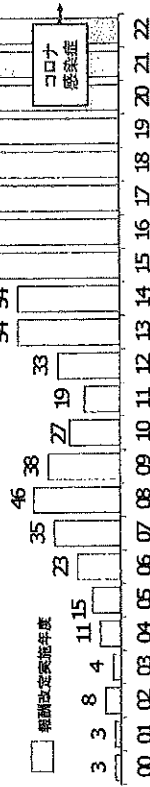


Y-HAYASHI 全日本民医連

### 2022年の倒産件数は過去最多！ 一利用控え、物価高騰、低く据え置かれてきた介護報酬

#### 老人福祉・介護事業者倒産件数

出典:東京商工リサーチ調査  
※「倒産」にふくまれない「休業・解散」数(2022年)  
一過去最多495件(前年比15.6%増)



改定年	改定率
2003年度	▲2.3%
2006年度	▲2.4%
2009年度	+3.0%
2012年度	▲1.2%
2015年度	▲2.27%
2018年度	+0.54%
2021年度	+0.70%

※ 3年長の本改定推移

施設等での居住費・食費の自己負担化

実質▲0.8% 一処遇改善交付金(報酬換算2%)を介護報酬に繰入

処遇改善等で+2.21%、基本報酬で▲4.48%

通所介護等で▲0.5%の適正化

このうち+0.05%はコロナ対策「特別評価面」(21年9月末で終了)

★ 第8期の運営改定率=+0.67%

Y-HAYASHI 全日本民医連

## 真の「介護の社会化」(介護の脱ジェンダー化)へ 一制度の抜本改善・建て直しは、待ったなしの課題一

＜中央社保協「介護保険制度の抜本改革提言(案)」(2021年7月)より一部＞

- (1) 給付と負担のあり方に関わること
- ① 介護保険料について
  - 所得に応じた定率負担制に変更。市町村民税非課税者から保険料を徴収しない
  - 年金天引き制度(特別徴収)、未納者・滞納者に対する制裁措置の廃止
  - 介護保険料の減免制度の法定化
- ② 利用者負担について
  - 利用料の廃止
  - ホテルコスト(居住費・食費)について、入所・利用に支障を来さないよう必要な補償の実施
- ③ サービス利用の仕組みについて
  - 現行の要介護認定制度の廃止。保険給付の上限(区分支給限度額)の撤廃。利用者の介護の要態に合わせた給付内容を保障
  - サービスの内容は、ケアマネジャーの配置を高め、ケアマネジャーと本人、家族が協議して決定する。市町村は必要十分なサービス確保に責任を果たす
- ④ 給付の体系について
  - 訪問看護、リハビリテーション等の医療系サービス、施設での医療提供は医療保険に課す

Y-HAYASHI @ 全日本医師連

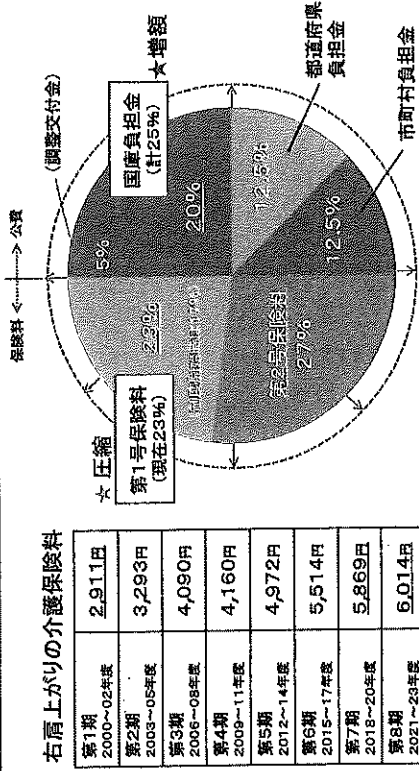
## 「介護する人、受ける人がともに大切にされる制度へ」 介護請願署名をさらに広げよう

- 【1】 <負担増・サービス削減の見直し中止>  
介護保険の利用に新たな困難をもたらす 利用料の引き上げ、要介護1・2の生活援助などの保険はずし、ケアプランの有料化、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと
- 【2】 <処置改善・職員体制の強化>  
全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げる。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと
- 【3】 <コロナ対策強化>  
利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業者・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化すること
- 【4】 <介護保険の抜本的見直し・国庫負担の引き上げ>  
介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減など、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本の見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること

Y-HAYASHI @ 全日本医師連

## 国庫負担割合の引き上げが不可欠

- ⑥ このままでは、財政確保は選べられない(給付算の増大に具合う保険料の認定が困難になり、特給「不可視な制度」)。あとに残るのは徹底的なサービス削減(「制度残って介護なし」)
- ⑦ ①制度改善によるサービスの充実、②払える水準の介護保険料認定のためには、国庫負担割合の大幅な引き上げ(高齢者保険料割合の圧縮)が不可欠



Y-HAYASHI @ 全日本医師連

## 介護保険をめぐる今後の動きと課題

- (1) 当面の焦点は、利用料2割負担の対価水準を撤回させること。政令「改正」で実施が可能であり、国会の審議抜きにパブリックコメント募集など型通りの手続きで決定される危険性がある。政府が結論を出すとしている夏までの取り組みが決定的に重要⇒ 全世代型社会保障改革を実施させない
- (2) 処置改善は待ったなしの課題。利用料に反映しないよう、公費の投入により全ての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げること
- (3) 今春から2024年度介護報酬改定の審議がスタート。基本報酬の底上げの実現を必ず(利用料負担の軽減とセットで)。個別テーマでは、施設多床室での室料徴収、福祉用具のみの単品ケアプランの報酬引き下げ、現在3種類の加算が混在している処置改善加算の取り扱い、人員配置基準の引き下げなどが検討されている
- (4) 夏以降、各自治体で第9期(2024～26年度)の介護保険料、介護保険事業計画の改定作業が始まる。介護保険料の引き下げ、自治体独自の負担軽減、介護サービス基盤の整備、市町村介護保険財政の運用のあり方。
- (5) コロナ対策の強化(医療体制の整備、陽性者への支援、介護事業所の減収補償)、物価高騰に対する支援強化を引き続き求める
- (6) 保険料の軽減をはじめとする介護保険制度の抜本改善、介護保険財政における国庫負担割合の引き上げを要請

Y-HAYASHI @ 全日本医師連

大軍拡・戦争国家づくりを絶対に許さない！  
ミサイルではなく、ケアの充実を！＝軍費ではなく、社会保障の増額を！



## 専守防衛形骸化

東京新聞 2022-12-17

### 専守防衛形骸化

防衛費増額5兆円、専守防衛の形骸化が進んでいる。防衛費増額5兆円は、専守防衛の形骸化を進めている。防衛費増額5兆円は、専守防衛の形骸化を進めている。

## 防衛費増額5兆円

防衛費増額5兆円、専守防衛の形骸化が進んでいる。防衛費増額5兆円は、専守防衛の形骸化を進めている。防衛費増額5兆円は、専守防衛の形骸化を進めている。

## 専守防衛形骸化

防衛費増額5兆円、専守防衛の形骸化が進んでいる。防衛費増額5兆円は、専守防衛の形骸化を進めている。防衛費増額5兆円は、専守防衛の形骸化を進めている。



介護は生きる力、  
生きる喜びをともに支える  
～笑顔にも会う、心がつながる～

ご静聴  
ありがとうございます  
ございました

林 泰則・はやしやすのり  
全日本民主医療機関連合会  
東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター7F  
TEL 03-5842-6451 FAX 03-5842-6460  
http://www.min-iren.or.jp/  
E-mail y-hayashi@min-iren.or.jp

Y-HAYASHI @ 全日本医師会

# 中央社保協オンライン連続学習会

オンラインシステムZOOMを使用します。また、youtubeで配信します。

第1弾 3/1 (水) 18:00～

食料・農業の危機打開へ

～いま何ができるのか～

講師：長谷川敏郎氏

(農民連会長)

youtube視聴は下記より

<https://youtube.com/live/1P88Xmg?feature=share>

消費税は  
社会保障の財源なのか

第2弾 3/15 (水) 18:00～

前参議院議員 大門 実紀史氏

youtube視聴は下記より

<https://youtube.com/live/MokdAJ88Xmg?feature=share>

第3弾 4/5 (水) 18:00～

社会的危機の  
歴史背景と闘いの方向

都留文科大学名誉教授

後藤 道夫氏

youtube視聴は下記より

<https://youtube.com/live/u0g3bsVwifDU?feature=share>

主催：中央社会保障推進協議会

参加申し込み  
フォームはこちら



### 1. シンポジウム開催の背景と目的

日本の生活保護で、早急に解決が迫られているのは、収入が最低生活費未満の人が生活保護を受けている割合―捕捉率があまりにも低いという問題です。

日本の捕捉率は約2割ですが、ドイツは6割、イギリスは5～6割（求職者）、フランスが9割（OECD基準）です。

国連の社会権規約委員会は、「スティグマ（恥辱）のために生活保護の申請が抑制されている」日本の現状に「懸念」を表明し、「生活保護につきまとう恥辱を解消する」手立てをとることを日本政府に勧告しました。

生活保護が、憲法25条が規定した国民の生存権保障の根幹をなす制度であるにもかかわらず、捕捉率が低いのは、生活保護行政による「水際作戦」の横行などとともに、生活保護利用に対する差別・偏見も大きな要因となっています。

第50回中央社会保障学校のシンポジウムでは、生活保護利用に対する差別・偏見の克服についてディスカッションします。

### 2. 開催日時、会場

・日時：2023年9月17日（日） \_\_\_\_：\_\_\_\_～ \_\_\_\_：\_\_\_\_

・会場：岡山市勤労者福祉センター

住所：岡山市北区春日町5-6

電話：086-233-8311

### 3. 内容

・テーマ：生活保護基準引き下げ違憲訴訟で何が問われているのか

・問題提起&コーディネーター：岡山弁護団から（いのちのとりで裁判とは、岡山弁護団が重視した点について）

・発言者：岡山の原告（なぜ原告になったのか、原告になって感じたこと）

林病院PSW・上村真実さん（生活保護を利用する患者にとっての引き下げ影響について、訴訟に関わって感じたこと）

広島県立大准教授・志賀信夫先生（貧困とは何か、運動と政策の関係について）

以上

# 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名 推進のお願い

中央社会保障推進協議会  
事務局長 林 信梧

日々の社会保障を守り推進する活動に敬意を表します。

物価は高騰するなか、大軍拡のための増税案まで示されています。国民にいつそう厳しい生活をさせておきながら、「社会保障を削って軍事のために」というのはあまりに愚策です。このまま大軍拡路線を突き進めば、際限ない社会保障費の抑制と削減、人権侵害と、社会保障理念の否定がひろがります。

そのような情勢のなか、中央社保協では新たに「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名」を提起し全国代表者会議で確認しました。

いまこそ、憲法改悪を許さず、憲法に保障された人権としての社会保障実現を目指し、社会保障が本来もつ所得再分配の役割が機能する公正な社会への転換を求めます。「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名」を推進していくことを強く求めます。

## 記

- 中央社保協のホームページに新署名をアップしました。  
軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名 - 中央社保協 (shahokyo.jp)  
責了・印刷が完了したものが届くのが3月7日となります。  
中央社保協で印刷する場合は1枚3円となります。ご了承ください。
- 中央社保協を通して印刷したものをご希望の場合  
➢ 2ページ目の注文用紙を参照ください。
- 中央社保協を通さず印刷する場合（一度に10万枚以上印刷しない限り割高です。）  
光陽メディアに印刷の依頼をしております。  
担当者へ「軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名」を印刷したいとお伝えください。

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

(株)光陽メディア 営業部 第3グループ 古館志門 氏

TEL：03-3260-9131 FAX：03-3235-0710

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．

ご不明な点は、中央社保協事務局次長 大嶋まで

以上



軍事費の拡大ではなく  
社会保障の拡充を求める請願署名  
注文用紙

◎ 下記注文書より、メールにて「Word ファイル」のままご送信してください。  
裏面チラシが完成後、3月7日に発送となります。申し訳ありません。

送信先 k25@shahokyo.jp (中央社保協 宛)

署名は1枚3円でご協力をお願いします。

記入項目

■ 注文日 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

■ 組織名 \_\_\_\_\_

■ 署名枚数 \_\_\_\_\_ 枚

■ 送付先住所・氏名

氏名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

■ 請求先住所・氏名(送付先と変更があれば)

氏名 \_\_\_\_\_

〒 \_\_\_\_\_ 住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

事務局記入欄(記入不要)

発送日( )

# いのち・暮らし・社会保障を圧迫する 岸田政権の失政に今こそNOを!

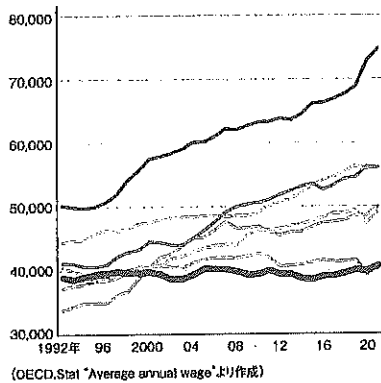


**岸田政権NO!**

## 日本の平均賃金は30年間上がらず G7では何と最下位!

しかも止まらない物価上昇で、2022年11月の実質賃金は8年半ぶりに3.8%マイナスと大幅減!

■G7平均年間賃金の推移(米ドル換算)



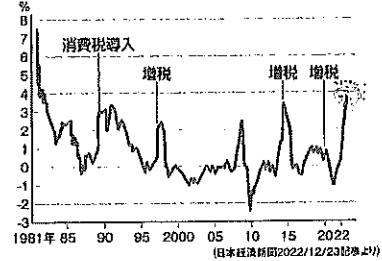
■実質賃金の推移(前年同月比)



## 消費者物価は 15カ月連続で上昇 41年ぶりの高水準で 暮らしを直撃!

消費税の導入時や増税時を上回る伸び率に暮らしに欠かせない食料品やエネルギーの価格を直撃!

■消費者物価上昇の推移(前年同月比、生鮮食品を除く)



## 岸田首相の「消費税は社会保障を支える財源」発言は大ウソ!

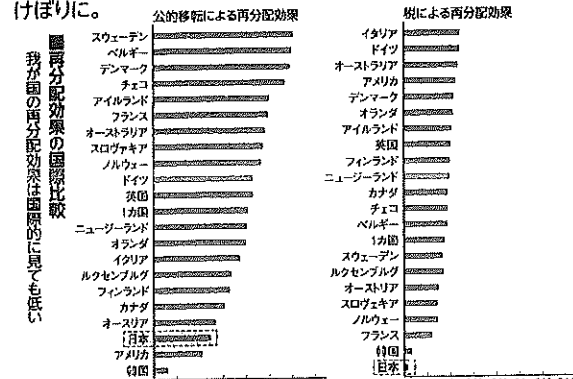
実際には法人税減税の穴埋めに使われてきた

1月24日の参院本会議で「消費税は社会保障制度を支える重要な財源であり、減税は考えていない」と述べた岸田首相。

でも、大企業と富裕層の減税の穴埋めに使われてきたのが消費税です。

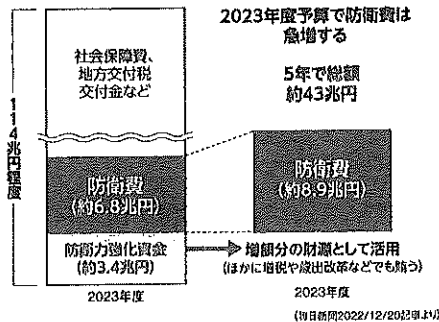
## 税による所得再分配、日本はOECDで 最下位。だから格差はなくなる!

「公的移転(年金給付など)による再分配」でも日本はワーストワースリーに。各国で社会保障による再分配が進む中、日本は置いてけぼりに。



## 2023年度予算、軍事費は1.9倍に しわ寄せで圧迫される社会保障

23年度の軍事費は「防衛力強化資金」の繰り入れ分と合わせて10.2兆円と、歳出総額の9%に。一方、社会保障費は、75歳以上の医療費窓口負担倍増などにより、本来増えるはずの「自然増」の伸びが圧縮されています。



中央社会保障推進協議会(中央社保協)

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働組合連合会5階 TEL:03-5808-5344 FAX:03-5808-5345 E-mail:k25@shankyo.jp

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿

## 軍事費の拡大ではなく社会保障の拡充を求める請願署名

多くの労働者の賃金はこの30年ものあいだ、全く上がっていません。アベノミクスの失政により日本経済は行き詰まり、物価は高騰する一方です。そのうえ、大軍拡のための増税案まで示されています。軍備増強のための増税には多くの国民が反対しています。「軍事費よりも私たちのいのち・くらし優先の政治を」これが国民の願いです。国民にいつそう厳しい生活をさせておきながら、「社会保障を削って軍事のためにお金を出せ」というのはあまりに愚策です。このまま大軍拡路線を突き進めば、際限ない社会保障費の抑制と削減、人権侵害と、社会保障理念の否定がひろがります。

この間、2012年の社会保障制度改革推進法、13年の社会保障制度改革国民会議報告書、20年の全世代型社会保障会議最終報告書と、三助論や自己責任論がふりまかれ、徹底した医療費抑制政策と負担増、給付削減が推し進められました。2022年12月の全世代型社会保障構築会議の報告書は、大軍拡路線の財源確保とあいまって、「少子・高齢化」を乗り越える真つ当な政策も財源も示していません。社会保障を国民同士の助け合いに矮小化し、この10年間の社会保障改革の名のもとに行われてきた、25条の解釈改憲ともいえる事態を、そのまま継続しようとするものです。

コロナ禍のもと、医療・介護・福祉の現場がいつそう逼迫しているなか、政府は医療費抑制政策をすすめています。公立・公的病院の統廃合や病床削減をした病院への補助金として、社会保障の充実のためと増税された消費税を財源として充当するのは本末転倒です。

こうした社会保障の負担増と給付削減は、格差と貧困に拍車をかけています。格差と貧困の拡大の大きな要因は、日本の所得再分配機能が失われているためです。税と各種給付制度の再分配はOECD加盟国のなかでも日本は下位に位置しています。

社会保障は「平和と民主主義」のもとで成り立つものです。戦争や軍事拡大とは決して相いれません。いまこそ、憲法改悪を許さず、憲法に保障された人権としての社会保障実現を目指し、社会保障が本来もつ所得再分配の役割が機能する公正な社会への転換を求めます。

### 〔請願項目〕

1. 軍事費の拡大ではなく社会保障に係る国民負担を軽減し、医療・介護・福祉・年金・教育・子育て・生活保護などの社会保障を拡充すること。
2. 大企業と富裕層への課税を強化し、所得再分配を機能させて格差と貧困をなくすこと。

氏名	住所

中央社会保障推進協議会  
〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5  
日本医療労働者会館5階

取り扱い団体

PNL

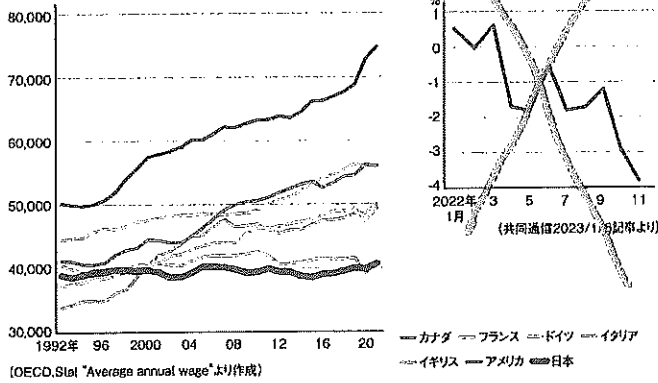
# いのち・暮らし・社会保障を圧迫する 岸田政権の失政に今こそNOを!



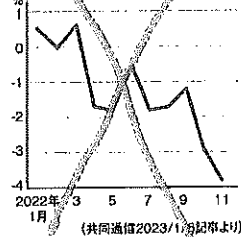
## 日本の平均賃金は30年間上がらず G7では何と最下位!

しかも止まらない物価上昇で、2022年11月の実質賃金は8年半ぶりに3.8%マイナスと大幅減に!

■G7平均年間賃金の推移(米ドル換算)



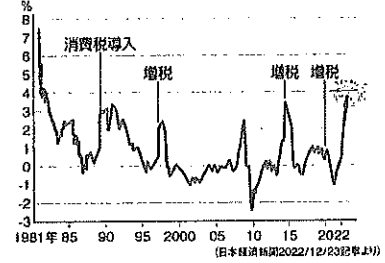
■実質賃金の推移(前年同月比)



## 消費者物価は 15カ月連続で上昇 41年ぶりの高水準で 暮らしを直撃!

消費税の導入時や増税時を上回る伸び率に!暮らしに欠かせない食料品やエネルギーの価格を直撃!

■消費者物価上昇の推移(前年同月比、生鮮食品を除く)



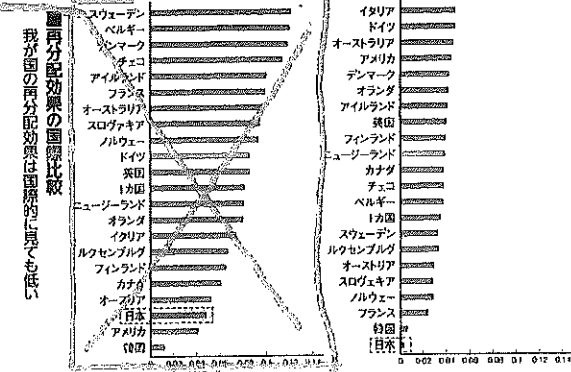
## 岸田首相の「消費税は社会保障を支える財源」発言は大ウソ! 実際には法人税減税の穴埋めに使われてきた

1月24日の参院本会議で「消費税は社会保障制度を支える重要な財源であり、減税は考えていない」と述べた岸田首相。

でも、大企業と富裕層の減税の穴埋めに使われてきたのが消費税です。

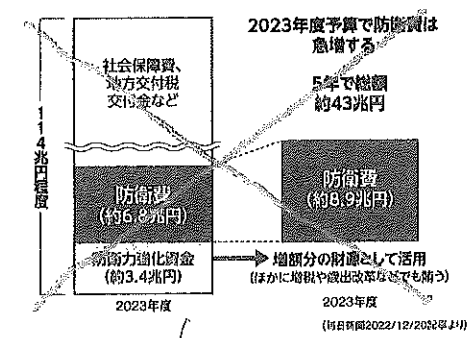
## 税による所得再分配、日本はOECDで 最下位。だから格差はなくなる!

「公的移転(年金給付など)による再分配」でも日本はワーストワリーに。各国で社会保障による再分配が進む中、日本は置いてけぼりに。



## 2023年度予算、軍事費は1.9倍に しわ寄せで圧迫される社会保障

23年度の軍事費は「防衛力強化資金」の繰り入れ分と合わせて10.2兆円と、歳出総額の9%に。一方、社会保障費は、75歳以上の医療費窓口負担倍増などにより、本来増えるはずの「自然増」の伸びが圧縮されています。



エネルギー  
5兆円  
4兆  
3兆  
2兆  
1兆

中央社会保障推進協議会(中央社保協)

〒110-0013 東京都台東区入谷1-9-5 日本医療労働会館5階 TEL:03-5808-5344 FAX:03-5808-5345 E-mail:k.25@shahokyo.jp

17兆円 → 43兆円 シンガポール 図に

2023年3月22日

青森県知事殿

## 社会保障の充実を求める要望書

青森県社会保障推進協議会

会長 大竹 進

コロナ禍の中で、住民の暮らしを守る行政を推進している県知事をはじめ、関係部署職員の皆さんに日頃のご尽力に敬意を表します。

さて私たち青森県社会保障推進協議会は、1996年から、毎年、県内40市町村に対して地域住民の要求に基づく社会保障施策の充実を求めて毎年10月から11月にかけて自治体要請キャラバンを行っています。2022年度も例年通り9月に、『2022年度要望書』・『2022年度自治体キャラバン事前調査表』・『2022年就学援助・小中学校給食・こどもの貧困対策に関する事前調査』にご協力をお願いしたうえで各市町村ごとに秋ごろに懇談を実施してまいりました。この間、懇談等を実施するによって相互理解と地域住民の皆さまが利用しやすい社会保障制度が多く分野で成果を図ることができました。

しかし、市町村施策等では限界等もある分野も見えてきましたのでここに青森県庁に対する要望を提出したいと思っております。4月7日をめどに文書でご回答くださるようお願い申し上げます。また、その後、懇談の機会を設けていただければ幸いです。

### ①. こどもの医療費助成制度の拡充について

県内の各市町村が実施する乳幼児・こどもの入院・通院に係る医療費給付事業に対する助成を拡大・充実すること。

現在の青森県の助成対象は、0歳から小学校就学前までの対象で、4歳から小学校未就学児童は入院が1日500円、通院が1月1,500円の自己負担で、所得制限が設けられていますが、市町村が、高校卒業まで、自己負担なし、所得制限なしに充実させています。県内のすべての自治体で、高校生までの医療費無料化を実現できるよう、青森県が半額を負担してください。

## ②. 学校給食無料化について

学校給食はどの子ども同じものを食べ、子どもたちの健やかな成長を保障する学校教育の一環として取り組まれ、かつセーフティネットの機能も果たしています。さらに学校給食に地場産食材を多用し有機農産物を取り入れることは地域の子どものため、また地域農業の振興や環境保全にもつながります。以下の要請をします。

- ・ 新型コロナの影響や物価高の影響で負担が増している子育て世帯を支援し、県内全市町村の学校給食費無償化を推進するために、県独自の補助金を支出してください。
- ・ 県立特別支援学校の給食を無償にしてください。
- ・ 学校給食への県産食材の利用を促進してください。
- ・ 学校給食への有機農産物食材の利用を促進してください。

## ③. 就学援助のより一層の充実について

要保護者に対する就学援助については各項目ごとに国の示した基準が示されていますが国より半額の財政支援がしかありません。そのうえ、準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成 17 年度より国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施しています。「子供の貧困対策に関する大綱」や経済的厳しい子育て世帯への支援が今強く求められています。県当局として独自の単独事業を図ってください。

## ④. 国民健康保険料（税）の引き下げについて

国民健康保険料（税）が高くて、納入が困難になっている被保険者が増えています。全国知事会が、財政支援を国に要望していますが、協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げることができる財政支援を国に求めてください。

## ⑤. 国保の資格証明書の発行と保険証の「窓口留め置き」について

愛知県名古屋市は 2020 年 9 月に、資格証明書を発行せず、原則としてすべての滞納世帯に短期保険証を発行することにし、神奈川県横浜市は、2016 年に資格証明書の発行を中止し、2019 年 8 月から短期保険証の交付をやめ、資格証明書・短期証ゼロにしています。名古屋市は「滞納整理の進捗が見られない」、横浜市は「資格証・短期証を発行しても突如保険料を払えるようになるはずがなく、保険料の回収率が上がりはしない」と述べたと聞いています。

名古屋市や横浜市の対応を参考にして、資格証明書の発行を中止し、保険証の「窓口留め置き」を行なわないよう、市町村に助言をしてください。

\*なお詳細についてのお問い合わせは下記にご連絡をお願いします。

青森県社会保障協議会  
青森市中央1丁目6番8号 3階  
青森県民主医療機関連合会内  
TEL017-718-2375  
FAX017-773-5326

# 県病・市民病院の新統合病院について みんなでご考えてみませんか？

**日時：2023年3月25日（土）14：00～16：30**  
**場所：青森県観光物産館アスパム5階あすなる**

P48

## 第1部 講演

1. 山形県酒田市における県立市立2病院統合とその後の経過  
～今後の課題と対応について（60分）

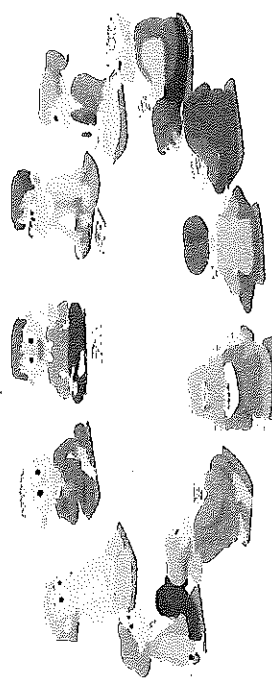
講師：栗谷 義樹 先生

（地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 理事長）

2. 青森県と青森市の医療（30分）

講師：大竹 進 先生  
（青森県社会保障推進協議会長）

## 第2部 意見交換（50分）



主催：青森県社会保障推進協議会

青森県社会保障協議会事務局  
青森市中央1丁目6番8号 3階  
青森県民主医療機関連合会内  
TEL017-718-2375 FAX017-773-5326



2022年度 こどもの医療費助成制度の状況

地域	市町村	給付対象	備考	自己負担	食事療養費助成	給付方法 (現物給付、備置払い)	現状内容	備考
東青	1 青森市	通院*中学卒 入院*中学卒	所得制限	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	所得制限あり。所得532万円から所得制限 1人増えることに38万追加で制限	2015年8月より中学卒まで
	2 平内町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2021年4月より	2011年4月より中学卒まで
	3 今別町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2020年4月より	2013年7月より中学卒まで
	4 蓬田村	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2020年4月より	2010年9月より中学卒まで
	5 外ヶ浜町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2017年4月より	2013年7月より中学卒まで
中弘	6 弘前市★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	所得制限あり。所得532万円から所得制限 1人増えることに38万追加で制限	2023年4月より高校卒まで予定、所向制限なし
	7 黒石市★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2021年	2023年度高校卒まで予定
	8 平川市★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2018年4月より	2023年度高校卒まで予定
	9 藤崎町	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	あり	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2016年6月	2016年6月より所得制限の撤廃
	10 大鰐町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2022年4月より	2018年度から中学卒まで無償化
南黒	11 田舎館村	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2016年4月より	2016年4月から未就学児から、中学3年生まで拡大
	12 西目黒村	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	あり	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2016年7月より	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充
	13 五所川原★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2023年8月より	2018年所得制限撤廃
	14 つがる市★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2011年	2011年中学卒まで拡大
	15 板柳町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2021年6月より	2018年中学卒まで拡大
西北五	16 豊田町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2022年6月より	2020年中学卒まで拡大
	17 中津町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2018年4月より	2015年中学卒まで拡大
	18 津軽町	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2017年4月より	小学卒業まで(年齢不明)
	19 深浦町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2018年4月より	2016年中学卒まで拡大
	20 十和田市	通院*中学卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	2022年10月より入院医療費を高校卒まで拡大、所得制限を不償還に緩和	所得234万円から所得532万円(給付24万円以下)
上十三	21 三沢市★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	キャリアアップは対象、その後18歳まで医療費無料の期間延長あり。	2017年所得制限撤廃
	22 野辺地町	通院*中学卒 入院*中学卒	所得制限	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	所得制限あり。所得234万円から所得制限 1人増えることに38万追加で制限	
	23 七戸町	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	2014年より乗通	
	24 八戸町	通院*中学卒 入院*中学卒	所得制限	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	所得制限あり。所得234万円2千円から所得制限 1人増えることに38万追加で制限	2015年2月より償還払い→現物支給に要要
	25 鱚浜町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充	
下北	26 粟北町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充	
	27 六ヶ所村	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	あり	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充	2020年所得制限撤廃
	28 さいらむ町	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2022年4月より	
	29 むつ市★	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2014年4月より	6歳未満児童で原則から一歳に高校卒まで無償化
	30 大鰐町	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	18歳まで医療費無料を市立公助総合音楽発表会	
三八	31 東通村	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を中学卒まで拡充2019年4月より	
	32 間瀬村	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充	ホームページでは中学生とされている
	33 佐井村	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2017年4月より	2019年1月より通院は中学卒・入院は高校卒まで
	34 八戸市	通院*中学卒 入院*中学卒	所得制限	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	所得532万円から所得制限 1人増えることに38万追加で制限	入病時医療費無償化が成立2020年4月より
	35 三戸町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	2020年4月より乗通	
三八	36 五戸町	通院*中学卒 入院*中学卒	所得制限	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	2016年8月1日から 所得制限あり	
	37 田子町	通院*高校卒 入院*高校卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	市内医療機関は現物給付。	
	38 高部町	通院*高校卒 入院*高校卒	所得制限	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	通院・入院時医療費無償化を高校卒まで拡充2018年10月より	
	39 陸上町	通院*中学卒 入院*中学卒	なし	なし	対象外	現物給付・一部償還払い	就学前まで所得制限なし	
	40 新郷村	通院*中学卒 入院*中学卒	所得制限	あり	対象外	現物給付・一部償還払い	2018年通院払い⇒現物給付へ	
高校卒まで⇒		通院25・入院27			【通院外】「産前産後」 【通院外】「文部科」などの「保険外」又は「自費分」の医療	【通院外】 学校管理下の事故等によるケガで、「日本スポーツ振興センター」災害 給付制度」に該当する医療費	【通院外】 交通事故等による第三者行為の医療費	

### 除排雪新管理システム

## 来冬から稼働開始

青森市議会 一般質問

青森市議会は7日、一般質問を行った。市側は、ライフカメラによる道路状況の把握機能などを加えた(仮称)青森市除排雪業務等総合管理システムを、来冬から稼働させる方針であることを明らかにした。

木下靖議員(市民クラブ)の質問に小野寺晃彦市長らが答えた。市側によると、新システムは現行の除排雪システムを統合して情報を一元化し職員の業務量削減を図ることなどが狙い。現状は地図のシステムや、市民から受けた電話相談内容などを別々のシステムで管理しており、効率化が期待される。

また、現在、電話やファクスで各業者に出している除排雪指令をデジタル化し、一定程度自動化するほか、屋外に設置したライブカメラによる道路状況の把握機能も加える方針。国の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用する。

## 医療費無料化 来秋18歳まで拡大

平川市議会 一般質問

平川市議会は7日、一般質問を行った。長尾忠行市長は、2023年秋ごろをめぐりに子どもの医療費無料化を現在の15歳から18歳までに拡大する方針を明らかにした。

工藤貴弘議員(誠心会)の質問に答えた。長尾市長は「近年、原料価格の上昇や円安の影響で物価や電気

費も目指している。豪雪地帯安全確保緊急対策交付金を活用する。市は今冬、除排雪区域を9区域増設し164区域にして細分化することで、より細やかな除排雪の実施に努めているほか、業者向けの雪捨て場を2カ所増やし、豪雪時のスムーズな排

雪を旨指している。一般質問は全部で5議員が登壇した。(山口拓郎) 物価高騰で村民支援 現金や燃料券を支給 佐井村 佐井村は物価高騰や燃料費負担増への対策として、

村内の住民税が均等割のみ課税されている世帯に現金5万円、それ以外の住民税課税世帯に2万円分の燃料券を支給する。住民税非課税世帯には国が現金5万円を支給しており、村独自で村民への支援を拡充する。7日開会の定例村議会では、

代、ガス代などが上がり、子育て世帯の経済的負担の増加が懸念されること指摘。「安心して医療機関を受診していただき、子どもの健全な成長に資するため、公費助成を18歳まで拡大し、経済的負担の軽減支援を図りたい」と述べた。

一般質問は4人が登壇した。(外崎英明)

大平陽子議員(黒石自民クラブ)の質問に答弁した。2020年度と21年度の相談人数はそれぞれ1人、7人と低調だったが、首都圏での対面による移住イベントを再開させた本年度は大幅に増加した。

黒石市議会 一般質問

黒石市議会は7日、一般質問を行った。須藤勝美企画財政部長は、移住に関する本年度10月末までの相談人数が15人で、地方移住への関心の高まりやリモート

一方、市の担当を通しての移住実績は20、21年度はゼロで、22年度は地域おこし協力隊員の2人だった。須藤部長は、東京にある

で、同区間について「浅瀬石川をまたぐ長大橋の整備が必要で、市にとっては技術面、財政面で困難。県事業として整備してもらおう」と要望しており、今後意見交換の場を設けていく」と述べた。一般質問は4人が登壇した。(外崎英明)

子ども医療費無償化18歳までに引き上げ  
来年7月めど

### 三 沢 市議会 一般質問

三沢市議会は8日、一般質問を行った。三沢市の小松山吉紀市長は2023年度中に子ども医療費の無償化を15歳から18歳に引き上

を検討するよう依頼。同協会には必要経費を積算し、収支予算案を作成した。

案では、ボランティアの確保は難しいとして有償でスタッフを確保することとし、人件費や車刈り作業な

げる方針を示した。スタートのめどは23年7月で、所得制限は設けない。

西村盛男議員(かがやき)の質問に答えた。今年6月の定例市議会で、年内にも結論を出すとしていた小松山市長は「子育てに関する施策は(自分の中で)最重要項目。子育てする世代を全力で応援していく」と答弁で語った。

市によると、今年秋に出来上がった今後5年間の中期財政見通しを分析し、財源のめどが立った。年間約1600万円の財政支出を見込んでいます。保護者の負担軽減を目的として、これまで中学生までの医療費を全額補助してきたが、新たに高校生(約千人)が対象として加わり、0~18歳の約6200人の医療費が無償となる。今後、受給者証の申請を受け付ける方向。一般質問は5議員が登壇した。(松田啓志)

子ども医療費無償化  
高校生まで拡大検討  
つがる市、23年度から

つがる市は8日、現在は中学生までとしている子ども医療費の無償化の対象を、2023年度から高校生まで広げる方向で検討していることを明らかにした。人口減や少子化が進む中、子育て世代の定住促進を図る狙い。

市子育て健康課によると、現在の子ども医療費は保険診療分の入院、通院費を無料にしており、所得制限はなく、窓口での支払いが不要な方式を取っている。対象拡充後も同様の形にする方向で、事業費は約6300万円を見込む。

また、現在は第2子以降を対象に実施している保育料と副食費の無償化も、23年度からは第1子からにする方向で検討中だという。(長内健)

赤カブ(地場)1袋	648	10	※	ヒラメ	3240	864	マノイ	2160	378
					1296	1080	ク	702	16

### 小中学校の給食費 来年度無償化方針

平内町

平内町は3日、町内小中学校の給食費を無償化するための2023年度一般会計当初予算案を同日開会の定例町議会に提出した。今年1~3月の給食費を無償化していたが、23年度からは期間を設けず完全無償化する方針。

町学校教育課によると、給食費は1日当たり小学生260円、中学生290円を保護者が負担していた。23年度の無償化の対象者は小学生353人、中学生210人。給食費の徴収がなくなるため、町の歳入が2925万円減る見通し。

船橋茂久町長は取材に「子育て世代に対し手厚く援助したい。そこがきちんとしないと子どもが育たない」と語った。(畑山佳奈子)

### 小中学校の給食費 23年度から無償化

蓬田村

蓬田村は7日、2023年度以降、村内小中学校の給食費を無償化すると明らかにした。同日開会した定例村議会で、久慈修一村長は「近隣市町と比較したとき、村民に不公平さを感じさせないため歩調を合わせたい。重要課題である少子化対策にも引き続き取り組み」と報告した。

村教育委員会によると、23年度の給食費無償化の対象は小学生109人、中学生65人の予定。1食当たり給食費は小学生が250円、中学生が290円。無償化により村の歳入は600万円程度減る見込み。22年度は国の新型コロナ交付金を活用して給食費を無償化していた。

(川越真也)

# 五所川原市304億円

## 2.2%減、子育て支援に重点

23年度予算案

五所川原市は27日、2023年度一般会計当初予算案を発表した。総額は304億7700万円で、22年度当初比で8億8100万円(2.2%)減。過去10年で2番目に低い金額となった。市債(借入金)返済に充てる

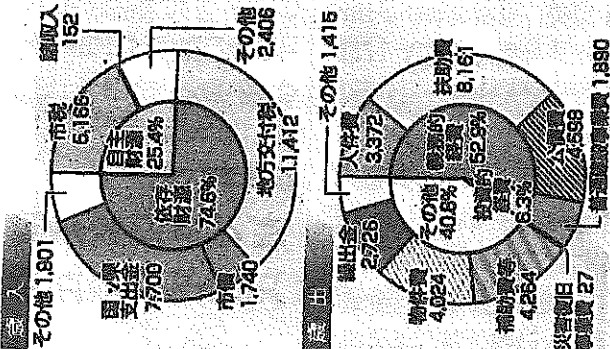
公債費が高止まりしており、予算規模を抑えつつ子育て支援に重点配分した。歳出は、子育て支援として、現在中学生までの医療費無償化の対象を、8月診察分から高校生まで拡充する事業に1億1580万円

を計上。学校給食費無償化も継続する。

高齢者関連では、市浦地区に8月に整備される健康増進施設「にじみ温泉しらす」を市浦総合支所、市浦医師診療所を結ぶコミュニティバスを運行する。

歳入のうち、市税は新型コロナウイルス収束による経済回復を想定し、2.1%増の51億6604万円。市債発行額は27.6%減の17億3979万円に抑えた。

市債返済は22年度末で457億1888万円を見込み、前年度比27億1431万円減。財金に当たる財政



五所川原市23年度一般会計当初予算案(単位:百万円)

### 子ども庁長官 渡辺氏軸

#### 政府調整、現設立準備室長

政府が、4月に発足する子ども家庭庁の初代長官に、同庁設立準備室の渡辺由美子室長(58)を充てる案を軸に調整していることが27日分かった。複数の関係者が明らかにした。渡辺氏は厚生労働省出身。

渡辺氏は1988年に厚生省(現厚生省)に入省。子ども家庭局長や官房長を経て、2022年6月に子ども家庭庁設立準備室長に就任。子ども政策に精通している上に、医療も介護など社会保険制度全般に詳しく

いことや、関係省庁との調整能力が評価されたとみられる。

子ども家庭庁は4月1日に官相置閣僚として発足する。深刻化する少子化や児童虐待、子どもの貧困などに横断的に取り組む。厚生省や内閣府などの関係部局長を兼背し、350人体制でスタートする。担当関係が置かれ、長官は事務方となる。

調整基金の22年度末残高は前年度比4億2136万円減の7億4139万円となる見通し。

市役所本庁舎、消防庁舎などの大型施設建設に伴う公債費は、25年度まで46億47億円で推移する見込みで、佐々木孝昌市長は「硬直化した財政状況の中、将来を見据え、持続可能な市政運営を目指した予算編成となった」と説明した。

◇主な事業▽腸元避難所建設整備事業1億1406万円▽コミュニティセンター1棟建て替え事業2億1035万円▽農業従事者収入保険加入推進事業1699万円(尾坂拓哉)

### 市議会

◆県立定例市議会開会 27日開会。2023年度一般会計当初予算案、22年度一般会計補正予算案など15議案、報告2件を一括上程した。回補正予算案は4億5315万円を追加し、総額108億3637万円に。大平陽子氏の市議辞職に伴い欠員となった黒石地区清掃施設組合議会議員に村上善三氏を選任した。会期は3月16日まで。

◆五所川原市議会、来月7、8日に一般質問 27日、議会運営委員会を開き、会期を申し合わせた。

《主な日程》3月2日開会▽7日代表・一般質問▽8日一般質問▽9日常任委員会▽9、10、13、14日予算特別委員会▽16日開会

青森県社会保険推進協議会調査

2023年3月9日現在

市町村名	支払い方法		年齢		所得制限		一部負担		入院時食事療養費		学校給食
	現物給付	償還払い	18歳まで	15歳まで	有	無	有	無	無料	助成なし	
青森市	○			○	○			○		○	給食費無償
平内町	○		○			○		○		○	給食費無償
今別町	○		○			○		○		○	給食費無償
蓬田村	○		○			○		○		○	給食費無償
外ヶ浜町	○		○			○		○		○	給食費無償
★弘前市	○		2023			○		○		○	2023年4月より高校卒業まで無料予定
★黒石市	○		2023			○		○		○	2023年度から高校卒業まで無料予定
★平川市	○		2023			○		○		○	給食費無償
藤崎町	○			○		○		○	○		
大鰐町	○		○			○		○		○	2022年4月より高校卒業まで無料とした
田舎館村	○			○		○		○		○	
西目屋村	○		○			○		○	○		
★五所川原	○		2023			○		○		○	給食費無償
★つがる市	○		2023			○		○		○	2023年度から高校卒業まで無料予定
板柳町	○		○			○		○		○	
鶴田町	○		○			○		○		○	2022年6月より
中泊町	○		○			○		○		○	
鱒ヶ沢町	○			○		○		○		○	
深浦町	○		○			○		○		○	
十和田市	○			○	○			○		○	給食費無償
★三沢市	○		2023			○		○		○	2023年度から高校卒業まで無料予定
野辺地町	○			○	○			○		○	
七戸町	○			○		○		○		○	給食費無償
六戸町	○			○	○			○		○	
横浜町	○		○			○		○		○	給食費無償
東北町	○		○			○		○		○	給食費無償
六ヶ所村	○		○			○		○		○	給食費無償
おいらせ町	○			○		○		○		○	給食費無償
★むつ市	○		2023			○		○		○	2023年4月より高校卒業まで無料予定
大間町	○			○		○		○		○	
東通村	○			○		○		○		○	
風間浦村	○		○			○		○		○	
佐井村	○		○			○		○		○	
八戸市	○			○	○			○		○	入院は高校卒業まで無料
三戸町	○		○			○		○		○	
五戸町	○			○	○			○		○	給食費無償
田子町	○		○			○		○		○	
南部町	○		○			○		○		○	給食費無償
階上町	○			○	○			○		○	給食費無償
新郷村	○		○	○	○			○		○	給食費無償
	外来		25								17自治体
	入院		27								



昨年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻や円安に伴う国内物価の高騰を受け、子育て世帯を支援しようと小・中学校給食の無償化や軽減策を図る自治体が増えています。日本農業新聞が調べたところ、学校給食を実施している市区町村約1600のうち3割が2022年度に一定期間や通年の無償化していました。何が起きているのでしょうか。

## 広がる学給無償化

2022年度時点で小中学校の学校給食を無償化している自治体の一覧

北海道	51(17)	石川県	2(2)	岡山県	4(2)
青森県	15(7)	福井県	3(1)	広島県	1(1)
岩手県	5(2)	山梨県	18(7)	山口県	4(2)
宮城県	6(3)	長野県	14(8)	徳島県	7(5)
秋田県	5(2)	岐阜県	11(8)	香川県	5(5)
山形県	9(6)	静岡県	8(6)	愛媛県	1(1)
福島県	23(6)	愛知県	15(14)	高知県	11(7)
茨城県	12(9)	三重県	13(6)	福岡県	13(13)
栃木県	1(1)	滋賀県	5(3)	佐賀県	6(0)
群馬県	17(3)	京都府	6(1)	長崎県	2(2)
埼玉県	27(23)	大阪府	19(18)	熊本県	6(3)
千葉県	9(8)	兵庫県	11(10)	大分県	3(3)
東京都	5(4)	奈良県	18(10)	宮崎県	7(4)
神奈川県	6(5)	和歌山県	11(5)	鹿児島県	10(1)
新潟県	2(2)	鳥取県	6(5)	沖縄県	13(8)
富山県	3(3)	島根県	2(1)	合計	451(263)

(日本農業新聞調べ)  
(かっこ内は臨時交付金を使った自治体数)

# 物価高受け行政支援

**Q** 学校給食を無償化する自治体が増えてきているんだってね。

**A** 日本には市区町村が1741あり、文部科学省によると、うち1608で小中学校の給食が実施されています。うち22

年度に給食費を無償化したのは451ありました。財源は263市町村が、同年度から給食関連でも使えるようになった政府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しています。他はふるさと納税や行政効率化などによる自主財源です。

**Q** 文科省が17年度に調査した無償化自治体は74でしたが、わずか5年で6倍以上も増えたことになりました。急だね。なぜなのかな？

**A** 給食費の無償化は、平成以降の少子高齢化を背景に始まりました。特に地方の自治体は、子育て中の若い世帯やその予備世帯に住んでもらうため、医療費の無償化を含めた優遇策を打ち出しました。ところが、コロナ禍で職を失ったり、賃金が低下したりする人が相次ぎました。さらに、ウクライナ侵攻以降、世界的に物価が高騰し、食料やエネルギーなど生活に必要な物資の多くを輸入に頼る日本は、影響

## 交付金の行方 今後左右

をもるに受けたのです。

2月24日公表の消費者物価指数によると、22年3月以降、月別総合指数が右肩上がりで、1月は前年同月比4.3%上昇しました。中でも光熱・水道14.9%、生鮮品を含む食料7.3%、交通・通信2.1%と70年代のオイルショックと似た傾向です。学校給食法で保護者負担とされている給食費は、食料費と光熱費が含まれています。こうした中、子育て世帯を支援するため給食費の無償化に踏み切る自治体が増え、半額程度を補助したり、小中学校の最終学年だけを無償化したりと、支援内容はさまざまです。

**Q** 無償化は続くのかな？

**A** 24日に首相官邸で開かれた物価・賃金・生活総合対策本部で岸田文雄首相は「国民生活を守るべく」と語りましたが、

11

11

新時代の農業 幅広く害虫を防除

アレス

住友化学

# 日本農業新聞

## 学給無償化自治体3割

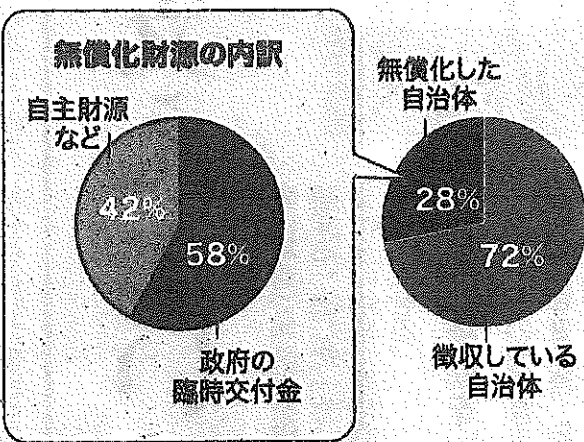
### 物価高受け 継続へ財源課題

本紙調査

ロシアのウクライナ侵攻や円安に伴う物価高騰を受け、小・中学校の給食を実施する全国約1600市区町村の3割が、2022年度に給食費を無償化したことが日本農業新聞の調査で分かった。子育て世帯の生活支援などが狙い。うち6割が物価高対策にも活用できる政府の臨時交付金を活用。交付金が切れる23年度から自主財源で無償化する自治体もあり、給食費助成の動きが加速している。

(粟田鎮一、丸草慶人) ▼2、13面に関連記事

#### 2022年度に給食を無償化した自治体は3割に上った



都道府県や市区町村への取材、内閣府の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の自治体別事業一覧を基に調べた。

小・中学校とも複数月や通年で無償化した市町村は全都道府県で計451に上った。人口は数千から5万前後が大半だが、20万規模の市もある。6割近い263が物価高騰が始まった22年度から臨時交付金を活用して無償化

し、食材費の価格高騰分も補填(ほてん)している。一方、21年度以前から無償化している自治体は自主財源が多い。

同交付金を巡ってはウクライナ後の物価高騰を受け、内閣府が22年度から学校給食の食材調達費などにも使えらると通達している。

無償化した市町村数の多い順では、北海道51、埼玉県27、福島県23、大阪府19、山梨県と奈良県18、群馬県17など。給食実施自治体数に占める無償率が高いのは、山梨県7割、群馬県5割強、埼玉県5割、奈良県4割強。

一方、無償化していない自治体でも、臨時

交付金活用で半額程度を補助、第2、3子以降分や中学校だけを無料にするなど、軽減策を用意している。

どの自治体も財源が最大の課題で、臨時交付金を財源にする自治体の大半は交付期限後の4月以降の継続を「未定」「徴収再開予定」とする。一方「自主財源から捻出する」自治体も東京や千葉など首都圏を中心に複数あり、財政事情を背景に判断が割れそうだ。

学校給食法は食材費を保護者負担と規定しており、各自治体は給食費を1食200円台〜300円台に抑えている。国による最新の給食無償化調査(17年度)では、当時の無償化は76市町村だった。

現有議席	31
自民党	4
立憲民主党	3
共産党	2
公明党	0
参政党	6
無所属	46
※定数4	

県議選の党派別公認立候補予定者

の新人が複数いる。津島淳典連会長は「まだ顔触れが固まっていないうちに目標議席数は言えないが、国政与党として県政でも責任を果すために議席を積み上げる」と強調。県

立を探している。選挙後は公認以外の議員この新会派結成も見据え、田名部定男県連筆頭副代表は「(県議会に代表質問ができれば)5人以上が最低目標とする。

工業大学電気工学科を卒業後、民間企業を経て、父親が創業した電気工事会社に勤務し、2010年から現職。むつ青年会議所理事長、むつ商工会議所青年部会長などを歴任し、現在はむつ

# 介護もマイナ一体化

## 厚労省方針 健康保険証に続き

厚生労働省は27日、社会保障審議会(厚労相の諮問機関)の部会で、マイナカードと介護保険サービスを利用するために必要な「介護保険証」を一体化する方針を示した。運用は2025年度以降となる見通し。今後、課題を整理した上で詳細を固める。マイナカードを巡っては、政府が24年秋に現行の健康保険証を廃止し、カードと健康保険証を一体化し

た「マイナ保険証」へ原則的に切り替える方針だ。一方、厚労省は現時点で、現行の介護保険証の廃止は検討していないとしている。健康保険証と介護保険証がカードと一体化することで、自治体や介護事業者、医療機関などの情報連携の強化が期待される。27日の部会では「手続きが困難な高齢者が相談できる窓口が必要」「カードを持たない人の対応策を考

えるべきだ」といった意見が上がった。介護保険証は、65歳になった人に一斉に送付される。介護保険サービスの希望者は、市町村などの窓口で介護保険証を提出し、と

の程度のケアが必要かを段階で区分する「要介護認定」を受ける必要がある。現在は、体の状態が悪化するなどして要介護認定の区分が変わると、保険証を再発行しなければならないが、そういった手間を省ける可能性もある。マイナカードは健康保険証、運転免許証との一体化のほか、本人確認機能を利用したイベントチケットの高額転売防止など使い道の拡大が検討されている。

## 介護保険料推計 月6216円に

40～64歳23年度 厚生労働省は27日、40～64歳の人が負担する介護保険料の推計が、2023年度は平均で1人当たり月6216円になると発表した。前年度から111円増加する見通し。高齢化の進行により、介護サービスの利用者が増加しており、過去最高の更新が続いている。制度を開始した00年度

は月2075円で、3倍近く膨らんだ。金額は企業や公費による負担分を含む。健康保険組合などに加入している会社員らの保険料は、労使折半で給与水準が上がるほど支払う額が増える。国民健康保険に入っている自営業者らは、公費で半分を負担する。40～64歳の保険料は毎年度改定する。65歳以上は市町村ごとに3年に1度見直す。

**マイナカードの使い道**

健康保険証
運転免許証
介護保険証

一体化

本人確認機能を利用したイベントチケットなどの高額転売防止

- 確定申告などオンラインによる行政手続き
- コンビニで住民票写しなど発行
- 引越時の手続き簡素化
- セルフレジで酒やたばこ購入

更に利用可能



医療費の窓口負担「ゼロ」の世界をのぞいてみよう

医療費の窓口負担  
解消を目指す

医療費の窓口負担  
ゼロの会

オンラインイベント

2023

# ナイト ミュージアム

小部屋01  
HYOGO  
「窓口負担を他の国  
から見ると…」

小部屋02  
CHIBA  
「子育て3つのゼロの  
まち千葉県多古町」

小部屋03  
KANA  
GAWA  
「高齢者・子ども・やさしい  
東京都・Bの出町」

IWATE

MIYAGI

参加費無料

# 3/25

18:00~ 視聴はこちらから▶

WEBによる  
ライブ配信



お楽しみ企画

特産品があたる  
キーワードクイズ

特別講演と3つの「小部屋」動画で  
キーワードが発表されます。  
動画を見て応募してください!

特別講演

## 健康格差はなぜ生まれるのか ~「ゼロ」の世界の必要性~

近藤克則氏 千葉大学  
予防医学センター教授



イベントの  
参加方法

時間になったら上のQRコードを読み込んで視聴してね!  
パソコンからの参加の方は、YouTubeから [医療費の窓口負担「ゼロの会」Q](#)へアクセス!

【協力】一般社団法人横須賀市医師会／一般社団法人三浦市医師会／一般社団法人厚木医師会／一般社団法人横浜市港北区医師会／公益社団法人神奈川  
県栄養士会／公益社団法人神奈川県介護福祉士会／一般社団法人日本精神科看護協会神奈川県支部／一般社団法人北海道保険医会／青森県保険医協会  
／宮城県保険医協会／秋田県保険医協会／山形県保険医協会／福島県保険医協会／一般社団法人茨城県保険医協会／栃木県保険医協会／群馬県保険  
医協会／埼玉県保険医協会／東京歯科保険医協会／石川県保険医協会／長野県保険医協会／岐阜県保険医協会／三重県保険医協会／滋賀県保険医協  
会／京都府歯科保険医協会／大阪府保険医協会／和歌山県保険医協会／山口県保険医協会／香川県保険医協会／福岡県保険医協会／佐賀県保険医協会  
／長崎県保険医協会／大分県保険医協会／宮崎県保険医協会／鹿児島県保険医協会／沖縄県保険医協会／全国保険医団体連合会（1月16日現在：36団体）  
／千葉県・多古町（申請中）

主催：神奈川県保険医協会／医療費の窓口負担「ゼロの会」 問合せ：TEL:045-313-2111  
共催：千葉県保険医協会／兵庫県保険医協会

「ゼロの会」って何？  
こちらをチェック



ZERO

2023年3月吉日

関係各位

## 全国「いのちと暮らしを守る なんでも相談会」 開催費用ご協力のお願い

いのちと暮らしを守る なんでも相談会実行委員会  
実行委員長 弁護士 新里 宏二

(連絡先)

同実行委員会事務局長 弁護士 猪股 正

さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階

埼玉総合法律事務所 電話 048(862)0355 FAX048(866)0425

コロナ禍の2020年4月から2022年12月、全国の弁護士・司法書士、労働組合、市民団体等が連携して、全国一斉「コロナ災害を乗り越える いのちと暮らしを守る なんでも電話相談会」を2か月に1回開催し、全17回、合計1万5000件を超える相談に対応しました。この電話相談会は、個別支援のほか、追い詰められた人の声を社会に可視化し、特例貸付・雇用調整助成金等の国のコロナ施策の問題点、コロナ前からの労働・社会保障制度の脆弱性等を浮き彫りにするなど、大きな役割を果たしました。

この電話相談会は昨年12月で一区切りとなりましたが、今も、コロナ対応の支援策の終了、失業の長期化などにより、生活に困窮している人が多く、物価急騰が追い打ちをかけ、深刻な状況が続いています。

そこで、下記のとおり、地域連携・全国連携による全国一斉「いのちと暮らしを守る なんでも相談会」を実施したいと考えております。

つきましては、上記のなんでも電話相談会についても様々な団体個人の方々から多大なご寄付によって会計を支えていただいていたところ、誠に勝手なお願いで恐縮ではありますが、この度も皆さまに開催協力金としてのご寄付をお願い致したく、呼びかけさせていただく次第です。寄付の金額は、各団体で可能な範囲で決定していただければ結構ですので、本書面末尾記載の口座に振り込んでいただければ幸甚に存じます。ご寄付いただいた費用については、フリーダイヤルの電話料金や各地域に対する助成金などに充てさせていただきます。多くの方の力を集めて、この相談会を万全の体制で開催したいと考えていますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

なお、取組内容のご報告やお知らせ等のため、差支えなければ右のURL又はQRコードから団体・個人名や連絡先等について入力していただければ幸いです。



[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfUBrHPJRwNsjtTdAM0Pp2EQANh834wp4krP4TzyCZGkMA/viewform?usp=sf\\_link](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfUBrHPJRwNsjtTdAM0Pp2EQANh834wp4krP4TzyCZGkMA/viewform?usp=sf_link)

## 記

### 1 実施日時

第1弾：4月30日（日）10時～18時

上記時間枠内で各地の実情に応じ可能な時間帯に実施

なお、7月29日（土）、9月30日（土）に第2弾・第3弾を実施予定

### 2 方法：各地の実情に応じ、次のいずれかの方法で実施

(1) リアル相談＋電話相談

(2) リアル相談のみ

(3) 電話相談のみ

\* 可能な範囲で、弁護士・司法書士、労働組合、医療団体、反貧困ネットワーク、居住支援団体、フードバンクなどとの幅広い連携を目指し、法律相談・生活相談・労働相談・健康相談・食糧支援など多様な相談に対応する。

\* 物価高騰等に対応するため、リアル相談では、可能であれば、食料品の無償提供などの支援を行う。

\* 電話相談は、コロナ災害なんでも電話相談会同様、統一フリーダイヤルを設定する。

#### 【会計口座】

百五銀行 橋南支店（ひゃくごぎんこう きょうなんしてん）

普通預金 504273

コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守る相談会代表田中武士

# 全労連社会保障闘争本部ニュース

NO.166

全労連社会保障闘争本部発行 2022年12月27日

## 介護負担増の結論先送り

2024年度の介護保険制度改定に向けて議論を進めてきた厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会は19日、2024年度の介護保険制度改定に向けて、利用料2割負担の対象拡大や老健施設などの多床室（相部屋）の有料化などの制度改悪について結論を来年に先送りする方針を示しました。

部会では制度見直しに向けた“意見”案を大筋で了承し、20日に公表されました。厚生労働省は部会に7項目の負担増・給付削減を提案。利用料2割負担の拡大と65歳以上で一定所得がある人の保険料引き上げについては、「遅くとも来年夏までに結論を得る」ために部会での議論を続けるとしました。

利用料3割負担の対象拡大については継続議論の対象としない考えを示したものの、意見では「引き続き検討」とし、27年度以降に可能性を残しています。多床室の室料負担は、社会保障審議会の介護給付費分科会で議論を継続します。要介護1、2の介護保険はずしとケアプラン有料化は24年度実施を見送りましたが、27年度改定までに「結論を出すことが適当」としました。

### 運動の成果に確信を持ち、制度改善を実現しよう

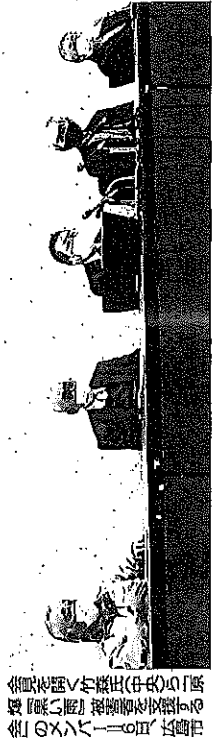
制度改悪を先送りさせたのは、新介護署名のとりくみ（11月22日、13万7,638筆提出）、宣伝行動や一言メッセージなど、私たちが次期介護報酬改定の問題点を明らかにして声を上げてきた成果です。

一方で、結論は先送りされたものの、国会審議を経ずに政府の裁量での大幅な負担増が強行される危険もあります。

これまでの運動の成果に確信を持ち、新介護署名をいっそう広げるなど、制度改悪から改善へ舵を切らせる運動をさらに強めていきましょう！

給付と負担：検討項目	主な内容	介護保険部会意見
1号保険料負担の在り方	標準段階の多段階化、高所得者の保険料負担引上げ	早急に結論を得る
①「現役並み所得」・②「一定以上所得」の判断基準	2割負担（一定所得以上）・3割負担（現役並み所得）の対象の判断基準見直し	①引き続き検討 ②次期計画に向けて結論を得る
補足給付に関する給付の在り方	低所得の施設入所者に対する居住費・食費の負担軽減を行う補足給付について、資産（不動産）の捕捉等	引き続き検討
多床室の室料負担	老健施設・介護医療院の相部屋の室料負担導入	次期計画に向けて結論を得る
ケアマネジメントに関する給付の在り方	現在「自己負担なし」のケアマネジメントに利用者負担導入	第10期計画期間の開始までに結論を得る
軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方	要支援者と同様に、要介護1・2の軽度者の生活援助サービス等を総合事業に移行	第10期計画期間の開始までに結論を得る
被保険者範囲・受給者範囲	「40歳以上」となっている被保険者の年齢を引き下げ	引き続き検討

\*次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏までに結論を得るべく引き続き議論



【3】 倉敷市内の被災者(左)と原爆被害者(右)の共同訴訟のメンバー。1日、広島市

# 被爆認定却下取り消せ

## 広島「黒い雨」被害者が集団提訴へ

広島「黒い雨」訴訟の原告、倉敷市内の被災者(左)と原爆被害者(右)の共同訴訟のメンバー。1日、広島市

2021年7月に言われた「黒い雨」訴訟の広島裁判決を原告が受け入れ、黒い雨被害者救済の新たな制度が開始された。広島県内で被爆者

認定の申請を行い、手続を待たされた人がいる一方、被爆事実の認定ができていない。広島県・広島市に却下処分を受けている人がいる。広島市に却下処分を受けた人は、認定を求め、却下処分の取消しを求めて広島県に訴える方針を明らかにした。

2021年7月に言われた「黒い雨」訴訟の広島裁判決を原告が受け入れ、黒い雨被害者救済の新たな制度が開始された。広島県内で被爆者

認定の申請を行い、手続を待たされた人がいる一方、被爆事実の認定ができていない。広島県・広島市に却下処分を受けている人がいる。広島市に却下処分を受けた人は、認定を求め、却下処分の取消しを求めて広島県に訴える方針を明らかにした。

2021年7月に言われた「黒い雨」訴訟の広島裁判決を原告が受け入れ、黒い雨被害者救済の新たな制度が開始された。広島県内で被爆者

被爆体験者支援 予算24億円増額 長崎市

長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済

長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済

長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済

長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済

長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済 長崎市の被爆者救済

【表3】 扶養家族・障害者・ひとり親がいる世帯の独自控除

区分	所得から控除する金額
障害者控除の対象でない人	1人につき33万円

【表2】 給与収入400万円・4人世帯(30代夫婦+小学生2人)の国保料(22年度)

35万2,200円

40万 900円

【表1】 各古屋市の独自減免制度(例)

① 被爆者全員の均等割を一律3%減免(申請不要、23年度から5%減免に拡大)

② 所得135万円以下の障害者・ひとり親の均等割を3割減免

③ 所得45万円以下の65歳以上高齢者の均等割を3割減免

④ 所得減免の減免(前年所得1000万円以下、当年見込み所得274万円以下、前年所得の8/10以下に減少する世帯の所得割を減免)



【表2】 給与収入400万円・4人世帯(30代夫婦+小学生2人)の国保料(22年度)

# 署名と要請を毎

# カギは市民運動と共産党議員団

れ、10年度から送付外繰り入れた被爆者救済金の増額。国保料を減らす。国保料を減らす。国保料を減らす。

国保料を減らす。国保料を減らす。国保料を減らす。

国保料を減らす。国保料を減らす。国保料を減らす。

# 一般会計からの繰り入れ 保険料算定巡り独自控除

高すぎる国保健康保険(国保)料。その負担軽減は近 地方選の一大争点です。各古屋市は独自の控除制度と減免制度をつくり、多数世帯やひとり親、障害者世帯の負担軽減を国保料と比べて低く抑えています。市民の運動と日本共産党市議員団の働きによる大きな成果です。(大草昌彦)

# 所得激減にも対応

市町村は国保料・国保料を抑制するために一般会計から国保料への繰り入れ(送付外繰り入れ)を行っています。しかし、18年度からの国保料の増額に伴い、政府は送付外繰り入れに「ペナルティ」を課す。国保料の増額を抑えるため、国保料の繰り入れを求めました。

一般会計からの繰り入れ(送付外繰り入れ)は、政府から「ペナルティ」を課される。国保料の繰り入れを求めました。

国保料の繰り入れを求めました。国保料の繰り入れを求めました。

国保料の繰り入れを求めました。国保料の繰り入れを求めました。

# 名古屋市にみる

名古屋市は、国保料を抑制するために一般会計から国保料への繰り入れ(送付外繰り入れ)を行っています。しかし、18年度からの国保料の増額に伴い、政府は送付外繰り入れに「ペナルティ」を課す。国保料の増額を抑えるため、国保料の繰り入れを求めました。

名古屋市は、国保料を抑制するために一般会計から国保料への繰り入れ(送付外繰り入れ)を行っています。しかし、18年度からの国保料の増額に伴い、政府は送付外繰り入れに「ペナルティ」を課す。国保料の増額を抑えるため、国保料の繰り入れを求めました。

